

令和4年3月4日（金曜日）

○議事日程

令和4年3月4日（金） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて

日程第 3・一般質問（6人、8項目）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 湯川洋治	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長 府川裕一	副町長 加藤一男
教育長 井上義文	企画総務部長 小宮好徳
企画政策課長 山口哲也	兼財務課長 協働推進担当長 遠藤直紀
総務課長 中戸川進二	防災安全課長 小玉直樹
町民福祉部長 亀井知之	総合窓口課長 土井直美
税務課長 高橋靖恵	町民福祉部参事長 渡邊雅彦
子育て健康課長 田中美津子	兼福祉介護課長 井上新
街づくり推進課長 高橋清一	兼都市経済部長 井上昇
産業振興課長 熊澤勝己	兼環境上下水道課長 区画整理担当課長 井上昇
教育委員会事務局参事 遠藤孝一	会計管理者 石井直樹
	学校教育課長 岩本浩二

○議会事務局

事務局 長 田中栄之書

記 佐藤久子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

これより、令和4年開成町議会3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

3月定例会議の議事日程（案）につきましては、お手元に送付のとおり、去る2月24日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、3月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、1番、下山千津子議員、2番、佐々木昇議員の両名を指名いたします。

日程第2 発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題といたします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

前田せつよ議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

提案理由を説明いたします。所要の文言整理を行うため、開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案します。

それでは、提案理由の補足をいたします。開成町議会会議規則第50条の発言の要求において、自己の議席番号を告げて発言の許可を議長に求めることとなっておりますが、現状を鑑み、自己の議席番号を告げず挙手し、「議長」と呼び発言の許可を得ることに改正するものです。

令和4年3月4日提出。提出者、前田せつよ、賛成者、石田史行、賛成者、山本研一、賛成者、星野洋一。

なお、この規則は公布の日から施行することを提案いたします。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。
（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、採決を行います。

発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、
原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの
押し忘れはございませんか。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことに決まりました。

それでは一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いをいたします。

4番、前田せつよ議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

皆様、おはようございます。議員番号4番、前田せつよでございます。

通告に従いまして、1つの項目につきまして質問をさせていただきます。小児医療費助成制度の対象年齢を18歳まで拡充を。

第五次開成町総合計画・後期基本計画において「未来を担う子どもたちを育むまち」を掲げ、子育て支援充実についての主な取組の一つには、「子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、小児医療費や未熟児養育医療費を助成します」と示しております。

現在、本町においては小児医療費助成の対象範囲は中学校卒業までとしておりますが、近隣の市・町に目を向けますと、医療費助成の対象年齢を18歳までに拡充されたり、また保護者の所得制限を設けないという動きもございます。町民からは「開成町も、ぜひとも小児医療費の助成を18歳までに引き上げてほしい」と、世代を超えた多くの声を伺います。

さらに、子育て世代もコロナ禍の影響から家計が厳しい状況になっていると切実な声もございます。よって、子供の健康を守るために医療費支援の推進を図るべきであります。1、本町における小児医療費助成の対象を現行の中学校卒業までから18歳までに引き上げた小児医療費助成制度とするべきと考えますが、町の考えを問います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

小児医療費助成制度は、保護者の経済的負担の軽減と小児の健全な育成支援、及び健康の増進に資することを目的として公的医療保険の一部負担金について助成する制度であり、各自治体で実施されている地方単独事業であります。

開成町では、助成の対象について順次拡充を続けてきており、通院の助成対象を平成27年10月診療分からは小学校修了まで、平成30年9月診療分からは中学校修了までへと拡大してきました。この事業に対する補助金は県の補助金のみであり、補助金の対象は、通院は0歳から小学校就学前まで、入院は0歳から中学校修了までで、所得制限範囲内しか補助対象となっておらず、開成町の3歳未満の所得超過者に対する助成は町単独での実施となっております。

現在の県下各市町村の助成制度の状況、通院に対する助成を比較いたしますと、小学校終了までが1市1町、高校終了までが1町、残りの30市町村が中学校終了までとなっております。入院については、高校終了までが2町、残りの31市町村が中学校終了までとなっております。

令和4年度においても、駅前子育て支援センターの改修工事、開成南小学校学童保育施設の新設などの事業を予定しており、子育て支援施策については重点的に力を入れてきております。小児医療費助成制度についても前述のとおり順次拡大を図っており、現時点では小児医療費助成の対象年齢の拡大を行う考えはありませんが、今後、町の第六次総合計画や第三期子ども・子育て支援事業計画の策定を行う中で開成町らしい子育て支援施策について検討していきます。小児医療費助成制度についても、そこで再度検討を行いたいと考えております。

小児医療費助成制度は、本来、体力や免疫機能が未熟であり、感染症などでも適切なケアをしないと急激に重症化する乳幼児の特徴から、保護者の経済的理由から医療受診をさせられないということによる乳幼児の病気の重症化予防事業として始まったものであります。しかしながら、少子化対策としての意味合いが強くなり、市町村間での競争をあおる結果ともなっております。子供の生命と健康に直接関わる施策として、本来、国の責務として全国一律の制度設計がなされるべき施策であると考えております。神奈川県町村会を通じて、県に対して全国的な制度設計を進めることについて引き続き要望してまいります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

一定の答弁をいただきまして、ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、ここで、子育て世代からのお声をたくさん伺いまして、幾つか御紹介をし

たいと思います。ここでは3人のお子さんを持つ3世帯のお声を、まず御紹介したいと思います。

「自営業世帯でコロナ禍の影響から経営が大変だ。子供は中学生2人、保育園1人。高校生になると思うと、お金のかかり方が違うじゃないですか。厳しいですよ」とお声をいただきました。「だからといって、子供に習い事をやめてくれとは言えない。医療費がちょっとかかってしまう子が3人のうち1人いるんですよ」。

また、別の3人のお子さんを育てる世帯では、ぜんそくの子供さんがいて、家での吸引が欠かせない。医療費の補助を広げてほしい。

最後になりますが、もう一方は10年ほど前に開成町を選んで引っ越してこられた3人のお子さんを育てる御家庭でございました。「1人の子が風邪を引くと、3人がかかり終えないと風邪は我が家から出ていってくれません。医療費助成の制度は、せめて、せめて近隣の市・町と同等にしてください」というお声でございました。

今、近隣の市・町のお話が出ましたが、隣接する2つの町は18歳までに拡充をする、また拡充されている現状がございます。大井町は3年前の4月から、18歳までに拡充をされております。松田町は来月、新年度4月から18歳までとするのでございます。

先ほどの町長答弁では、2015年、2018年と順次制度の拡大を図ってきているということでした。私も、その折々に質問をさせていただいたことが昨日のように思い起こされますが、3年ごとに施策を拡大、拡充されている開成町でございました。2018年の拡大から、もう4年目となります。今の町民の、一部の声ではございますが、切実なお声を聞いていただいたところでございます。早々に18歳までに拡大するべきと考えますが、町長、御見解はいかがでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

先ほどの答弁でもお答えをさせていただきましたけれども、今、開成町、子育て支援、少子化対策も含めて様々なことをやっています。来年度予算はこれから審議いただきますけれども、新たに保育園も増設、学童保育も新規に南小学校の敷地の中にできる、駅前の子育て支援センターも広く拡充をしていくと。様々なことを行いながら子育て支援を行っているし、また、若い人たちが移り住んでもらえるような施策をしております。

特に、前田議員が言われるように、今朝も朝のニュースを見ていたら東京都が18歳までというのが流れてきましたけれども、いろいろな外の動き、流れもありますけれども、開成町としても、第六次総合計画がこれから計画をつくる、また、それに合わせて第三期の子ども・子育て支援計画もつくる予定でありますので、そういう中で開成町の町民の皆さんの様々な御意見を聞いたりアンケートを採りながら

つくっていくわけですので、そういう中で改めて長期的な計画として考えていきたいと。

特に、また、こども家庭庁ですか、今度は国のほうの動きが、また新たな動きがありますので、そうなる、一部の人だけではなくて保育園でもそうですし幼稚園もそうだし支援センターもそう、様々なことがこども家庭庁の中で動きが出てくるのかなということもありますので、そういうことも見極めながら新たに、これについては、やらないということではなくて、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、町長に御答弁いただきましたように、東京都のお話が出ましたが、東京都は本年の1月28日に中学3年生までとされていた医療費助成の対象を高校3年生まで拡充する方針を示されて、2023年度の開始を目指すということで発表されました、やはり、その反響も2月の初旬、私のところに町民からの反響もいただいているところでございまして、町民にとりましては、かなり医療費助成については注目度が高くて、町長におかれましては早々に御英断を図られるようお願いをしたいというふうに年齢の拡充については御提案をさせていただきます。

それでは、小児医療費助成制度の拡充の視点から、所得制限という視点から見解を伺いたいと思います。所得制限を撤廃することは、有効な手だと私は考えてございます。大きく2つ、言えるかと思えます。1つとしては、先ほど町長もおっしゃっていらっしゃるように、一部の人たちだけではなくて、まさしく保護者の所得にかかわらず、お子さんがオギャアと生まれて、開成町にお住まいであれば保護者の所得にかかわらず小児医療費助成を行うということは、世帯に対してもお子さんお一人お一人に対しても平等である視点がございます。

2つとして、本町における事務負担が大幅に削減され事務の効率化が見込まれるので、有益と考えます。事務作業としては、所得制限をかけるために小児医療の場合はお子さんの誕生月を所得判定の基準年とされておりますために、毎月毎月、その業務が必要となってございます。そして、お子さんの誕生月が7月から12月の世帯と1月から6月の誕生月とでは所得判定年度も変わるとされております。そこに、さらに引っ越されて本町に転入された場合は、別途、保護者の所得額の試算作業が個別に重ねられると聞いております。この業務はかなり大変な作業と考えますが、担当課としてはいかが、この辺はお考えでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

1点目の一部の方への補助ということでございますけれども、先ほど町長の答弁

にもございましたとおり、本来、やはり低所得世帯への医療費の負担軽減という形でございますので、町は所得制限をかけておりますけれども、3歳の誕生日が来るまでは所得制限なく、皆さん、非常に多くの方が乳幼児期に受診されるということもありますので、3歳までは所得をかけておりません。

また、事務というところの負担軽減というところでお話いただきましたけれども、確かに事務作業、所得を確認するという作業はかなり事務としてはボリュームを持っておりますので、所得、その負担が減るところは考えられますけれども、現時点では子育て全般の負担軽減というところと医療費という、医療制度というところにおいて、きちんと低所得の方、所得制限をかけた中での審査をして必要な方への助成をしていくという考えで担当のほうではおります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、御答弁、担当からいただいたわけでございます。先ほど私が町民のお声を、3人のお子さんを育てられている町民の方のお声をお伝えしたのですが、実は、お子さんがお一人、お二人の御家庭からは、やはり所得制限をなくしてほしいという声が多く聞かれました。また、近隣を例に出して恐縮でございますが、本町と同様に中学校卒業までを小児医療費助成制度として事業実施をされている隣の南足柄市さんは、来月、新年度4月から所得制限は撤廃する、かけないとするふうに事業を、その点で事業推進をするということで打ち出されております。

また、冒頭御紹介いたしました大井町、松田町さんに関しては、18歳までということはこちらに置いておいたとしても、小児医療費の助成については所得制限をかけていないということでございます。小児医療費の助成制度を、所得制限をかけないという事業展開としてはいかがか、町長に御見解をお尋ねいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

所得制限についても小児医療費を延ばす、延ばさないというのと同じようなことで、このような先ほどの計画の中で検討していく必要があるのかなと思います。今、ほかの町の近隣の例が出されましたけれども、子育てのどこに力を入れて、どこに重点的にやっていくかというのは、私はトータルで考えることが必要なのかなと。

一部を見て比較して、「ここが劣っているから、開成町、もっとやってくれ」という意見は、もちろん理解はしているのですが、それ以外の部分で、ほかの町より優れた子育て支援をたくさんやっているという自負もあります。その意味で、結果的に開成町は人口も伸びて、子供の人口も増えているという部分があるわけですから。実績として、きちんと。

そういう部分において、ほかの町は、ほかの町のそれなりの中で子育てを充実さ

せることによって、子供のことに力を入れているという町の、それぞれの市のイメージアップにつなげていきたいというそれぞれの戦略があるわけです。開成町においては、今、現実的に、きちんと人口も伸びて子供も増えて。それはトータルの中で開成町を選んでもらっているというイメージで、トータルの中のバランスの中の一つとしてこれをどうするかという判断になってくるとは思いますけれども、それはまた長期的な計画の中で検討して決定をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今の町長答弁の中で1点、御確認をさせていただきたいと思えます。また、そこでの御答弁を頂戴したいと思えます。小児医療費助成制度については、年齢の拡大、広げるということと所得制限をかけていたものをかけなくするという事は、別々に考えるのではなくて、同時期に考えて開成町としては施策展開をしていきたいというような町長のお考えだったと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

決め方として、同時によくしていくとか、それぞれ段階的に別々にやっていくとか、それは、それぞれのいろいろな議論の中で決定していくことだと思えますので。それは、同時がもちろんいいと思えますけれども、それぞれの考え方の中で、議論の中で、どちらを先にやっていくとか、そういうことは決まってくると思えますので。今の時点では、将来的に長期的な中で、子育て支援計画、様々な総合計画の中で決めていきたいと今は思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

医療費というものは、前もって予想しておくことはなかなかできないものでございまして、それがお子さんであれば、なおさらというところだと思えます。町長の最初の御答弁にもありましたように、小児医療費助成制度は、体力や免疫機能が未熟であり、感染症などでも急激に重症化する特徴から、保護者の経済的理由から乳幼児を医療受診させられないことによる病気の重症化予防事業として始まったものであるという御答弁をいただきました。

やはり今回、町民の方からのお声を、「前田さん、うちに来て話を聞いてくださいよ」という方もあれば、お電話で私のほうからお尋ねした方もあれば、逆にお電話をいただいた方もありますが、その中でやはりおっしゃったのは、子供が病気やけがをして、それが重くても軽くても子供の体がまず一番に心配になりますが、家

庭としましては、ほかにも、その子供が病気をした、けがをしたとなったときに、ほかにも附随して御家族にも様々な不安やストレスがすぐに発生してしまう。例えば、子供を休ませるけど誰が家で見たらいいのだろうかとか、先ほど話がありましたように、家中、全員が風邪を引かないと風邪はうちから出ていかないですよねというようなお話も多々ありました。

ですから、子供だけではなくて子育て世帯の安心ということにも視点を置いて、子供の健康を守るとともに御家族の心の健康を守るために、小児医療費助成制度というのは、このコロナ禍の現状を鑑みますと、拡充を急いで図っていただきたいと思うところがございます。今の私の事柄につきましての御答弁をいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、前田議員が言われるように、様々な家庭の中で、小児医療費という医療費の問題だけではなく様々な課題があるということも理解を。そういう意味で、子育て支援の様々なことを開成町としてはやっているつもりです。これから、また子育て支援総合拠点を造ったり、この4月から新たにしますけれども、様々なサポートをしていく、トータルで、そのようなことも考えております。

今、前田議員が言われたように、小さい頃の医療費、また子育て、経済支援というものには、ちゃんと中学生修了までは町としても補助をしているわけですので、そこを高校生まで延ばすかどうかという判断においては、やはり総合的なものの中で、先ほどから繰り返していますけれども、計画の中で議論して決定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

最後に1つ、ちょっと重たいお話でございますが、1つ、今回の町民の皆様の間取りの中で切実なお声をいただいたことを御紹介、最後にさせていただきたいと思っております。

今からお話しすることにつきましては、かなり微妙な部分がありますために、このお話をしたことによって、その町民の方の御家族とかお子さんとかがかなり特定されるのではないかと私も心配いたしまして、お話ししたところ、ぜひ町長にも教育長にもお話を聞いていただきたいということがございまして、子供も私も家族も名前が、どこの誰であるということで名前が知れても構わないから、ぜひ小児医療費の助成制度の拡大のお話をするときに我が家の話をしてくださいよということで御許可をいただきましたので、お話をさせていただきます。

実は、町民の方で40代のお父様からお声があって、御自宅まで行ってお話を伺いました。その方は現在3人のお子さんを持っていらして、御長男さんは文中の生徒さんでございます。先ほど町長がおっしゃったように、小児医療費について、国に対してしっかりと、小児医療費のことは国がやるべきだということで、個人的にも、また、そのお子さんが特別な病気にかかっているために、先生ともタッグを組んで医師会を介して国にもその要望を伝えているそうでございます。ただし、それがなかなか遅々として進まない。その分を担保するのが、やはり自分が住んでいる開成町でどれだけ小児医療費の助成制度が拡大されるかというのは、我が家の財布に直結するのですというお話でした。

その中学生のお子さんは、今年の5月に尿検査から1型糖尿病というものを発症して、これは大人の糖尿病とは全然違って根治となる確立は一切されていなくて、何が原因かがさっぱり分からない。小田原の担当医のところから言うと10万人に1人の病気で、ただし、聞くところによると開成町はもう一方いらっしゃるらしいということで、特に、県西部に1型糖尿病のお子さんが散見されるというお話がありました。月1回の診察、採血検査、指導料、インスリン、検糖測定器などにかかる医療費は、毎月およそ1万5,000円から3万5,000円の自己負担と高額です。ただし、開成町の高額医療者の対象には自分はないというお話でございました。

その中で、治療に関しては、急激に変化をするので救急車で運ばれたこともある。そういう関係があるために、小田原のドクターのところから文中の先生お二人と一緒に来ていただいて、1型糖尿病というものの扱いはどうするのかと、また、インスリンの扱いはどうするのかというようなことを一緒に文中の先生が来てくださって、ドクターも喜んでいらしたというお話でございました。

少し長くなりましたが、このように、小田原のドクターもそうですけれども、そのAさん、その方もおっしゃいましたが、国に幾ら要望してもなかなか進まないことがある。その分、足元の自治体でどれだけ小児医療費についてやっていただけるかが本当にダイレクトに響くのですというお話でございました。

本町の財政も大変であることはよく存じておりますが、御答弁にありましたとおり、小児医療費助成制度は各自治体で実施している現在では地方単独事業でございます。将来の人口を見据え、明るい展望を開くために再度検討し直されますよう強く御提案を申し上げ、私の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

以上をもちまして、4番、前田せつよ議員の一般質問を終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を9時50分とします。

午前9時32分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前9時50分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

2番、佐々木昇議員、どうぞ。

○2番（佐々木昇）

皆様、こんにちは。2番議員、佐々木昇でございます。

本日は、通告に従いまして1つの項目について質問させていただきます。ごみ対策は万全か。

本町では、平成12年に制定された開成町環境基本条例を基に開成町環境基本計画を策定し、地球と環境に優しいまちづくりを進めております。町がこれまで進めてきた様々な取組から、町が積極的に環境へ配慮したまちづくりに取り組んでいることが分かります。そして、昨年、環境配慮の先進的なまちづくりが認められ、新庁舎の取組が令和3年度気候変動アクション環境大臣表彰において大賞を受賞いたしました。これを機に、今後、さらなる環境配慮へのまちづくりに大いに期待をしたいところであります。

しかし、一方で、環境行政の根幹をなすごみの問題については、ごみ出しのマナーや粗大ごみの受入体制などの課題が山積していると感じております。そこで、以下の項目について町の見解を伺います。1、ごみ出しのマナーに対する町の取組と自治会との役割分担は。2、ごみ集積所の管理に対する町の役割は。3、粗大ごみ受入体制の実績と課題は。4、開成町ごみ行政の今後の方策は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

1つ目のごみ出しのマナーに対する町の取組と自治会の役割分担について、お答えをいたします。

役割分担といたしましては、町は収集や町民全体へのルール周知を主に行い、地域は、ごみ置場の管理や地域内でのルール周知を主に行っております。ルールを守らないごみについては、町と地域で協力し、排出者の特定や持ち帰りの呼びかけ、啓発チラシのポスティングや回覧などを行っています。このような役割分担は、開成町に限らず多くの自治体で行っているものであります。

そのような中、町の取組としては、ごみ出しルールを分かりやすくするため、燃えるごみや資源ごみなど多くのごみについて、収集日の曜日の固定化を導入しております。固定化の導入に当たりましては、足柄西部清掃組合を共同設置する山北町や、足柄西部環境センターへの搬入による影響がある周辺住民や、日頃の管理に御尽力いただいている自治会の方々の御理解・御協力があって、初めて実現できたものであります。

また、従来からの取組としては、転入者の方には窓口で分別指導を行ってから初めてごみ置場の場所を説明するというようにルールへの浸透を図っております。ルールを守らないごみの排出者が特定されたときには、訪問等により回収と再度の分別を指導し再発防止に取り組んでおります。

続いて、2つ目の御質問、ごみ集積所の管理に対する町の役割は、についてお答えをいたします。

通常の管理やごみのネットの交換などは、地域で行っています。ただし、ごみのネットは町から地域に提供していることとなっております。町では、ごみ置場の劣化により利用者に危険がある場合には修繕を行ったり、ごみ置場のルール看板の設置を行ったりしております。また、委託している収集業者においても、収集時の僅かな時間にごみ置場の清掃を行っていただいております。

3つ目の粗大ごみ受入体制の実績と課題について、お答えをいたします。

粗大ごみは、町の人口増とともに排出量が増え、収集業者の1日での回収可能件数と搬入先の足柄西部清掃組合の受入量を限界まで枠を増やして対応しております。足柄西部清掃組合では、令和2年度から粗大ごみの直接搬入を開始し、一度に大量に排出する方への対応も可能となっております。

令和2年度からは、コロナ禍で自宅にいる時間が増え断捨離をする方が多かった影響で粗大ごみの申込みが増え、受入枠が半日で埋まってしまうなどの問題もありましたが、ここに来て落ち着き始めております。新型コロナウイルス対策として昨年10月からインターネットでの受付も開始し、粗大ごみ収集券もコンビニエンスストアで購入できるように対応し、24時間365日、役場に来庁せずとも申し込めるようになっております。今後はインターネット申込みをさらに浸透させ、デジタルガバメントを推進していきたいと考えております。

特に、粗大ごみは、まだ使えるものを不要になったからと捨ててしまう人が多いように見受けられます。そのような方には、リサイクルショップへの持ち込みや町のリサイクル掲示板の活用を促しております。

最後に、4つ目の開成町のごみ行政の今後の方策について、お答えをいたします。

開成町のごみについては、令和2年度実績で住民1人当たりが1日に排出する総量は、県内で少ないほうから11番目、県西地域ではトップであり、決して悪くない数字であります。資源化率でも県内14位で、これも県西地域ではトップであります。しかし、まだ分別の徹底などでさらに改善することはできるので、限りある資源の有効活用、ひいては地球温暖化対策のためにも、この実績にあぐらをかくことなく、リデュース・リユース・リサイクル・リフューズの4Rの取組を推し進めていきたいと考えております。

去る2月22日には、県西地域2市8町で「プラごみゼロ共同宣言」を行いました。プラスチックは便利な素材ですが、生態系や環境への影響も大きいので、宣言にある1つ、ワンウェイプラの削減、2つ、プラごみの適正排出、3つ、クリーン活動、これらの参加を推進していきたいと考えております。

今後進んでいく少子高齢化や今回のコロナ禍のような特殊事情で、ごみを取り巻く環境も変化すると予想されるので、その都度検討し、持続可能なごみ行政を展開してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ただいま町長から一定の答弁をいただきまして、再質問させていただきたいと思っております。

まず、ごみ出しのマナーに対する町の取組と自治会との役割分担は、とごみ集積所の管理に対する町の役割は、については重なる部分もありますので一緒に質問させていただきたいと思っております。

まず、ごみ出しのルール、マナーについてですけれども、改めて徹底した周知・啓発が必要だと考えております。家庭ごみの分別表ですけれども、現在、主なものとしてカレンダー、これに記載されているということがありますけれども、このカレンダーは基本的に自治会に加入している方への配布となっております。今後、町の広報誌等が全戸配布できるポスティングでの配布というような流れがありますけれども、ぜひ、この分別表に特化したようなチラシのようなものを作ってポスティングで全戸配布、これを行って周知を図っていただきたいと思っておりますけれども、町の考えをお伺いします。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

ごみの出し方、これについては、議員おっしゃられるとおり町民カレンダーで今、詳しくお知らせをしているところがございます、4月からはポスティングということで全戸配布と。今まではどうしていたかと申しますと、自治会に入っておられる方プラスアルファ、御希望のあった方にどんどん配っているといった状況であります。あとはホームページ等で、その辺はお知らせをしている部分も当然ございます。

そういったことを受けて、基本的には、そういった燃えるごみであったりとか、ごみの様々な分類がなかなか分かりづらいといったお話も受けておりますので、燃えるごみ置場の看板の部分を工夫したりとか、改善できるものはどんどん改善していこうといったところでは考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ、こういったもの、改めて様々なところでの周知・啓発の取組を行っていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

続きまして、現在、町としては転入者の方に窓口で分別指導やルールへの浸透などを行っているということで、また、ごみ置場でのルール看板の設置などを行っているということですが、ちょっと聞いた話なのではございますけれども、現在、本町で外国の方もかなりいるようで、こういった方たちがルールをあまり理解していないということで、説明をすると理解をさせていただいて、しっかりその後はやっていただける状況ということもお聞きしたのですが、こういった方たちに、転入したときに、さらに丁寧な説明とか外国語の表示看板など、こういったものを用意するという、数少ないかもしれませんが、こういった方たちへの対応策を町で考えていくべきかなと思いますけれども、町の考えをお伺いします。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

転入者に対する外国人の方を含めての対応でございますけれども、1点、私も、燃えるごみ置場の状況だったりとか、ここがよく外国の方らしきごみが出ているとか、そういったところも結構特定をされておりまして、対応を苦慮しているところでございますけれども、外国語の表記の関係も、結構様々な国からお越しいただいているということもありまして、これからの課題ではあるなと考えております。

現在では個別に、地域においては、もう特定されるような方については、丁寧に自治会のほうで簡単な説明を一生懸命やっただいているところもございます。といっても、なかなか全部を網羅はできていないのが状況でございますので、その辺はこれからの課題かなといったところを考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

こういった方たちへの対応というのを町も承知をしているようですので、今後、さらにいろいろ研究させていただいて、対応を考えていっていただきたいと思っております。

続きまして、ちょっと確認させていただきたいのですが、以前、不燃ごみの立会いで当番の方がスプレー缶に穴空けを行っているというところがあったのですが、最近では私的には見かけていないのですが、でも、何か話によると現在も行っている地域があるというような話も聞いているのですが、町は、この辺り、どんな把握をされているのか。また、もし行っている地域があるのであれば、町は何か対応されないのか。その辺について、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

残ったスプレー缶の問題でございますけれども、これも過去にいろいろ問題視されておりまして、穴を空けるときに、逆に残っていたもので結構噴射をしてトラブルになっているとか、そういったこともございまして、現在では推奨はしていない

というふうに私のほうでは認識をしているところでございますけれども。

中には、そういったものは地域で順番に当番の人がやっているような話も若干は耳にしておりますけれども、いずれにしましても、そういった問題につきましては開成町環境美化推進協議会という、各地域から代表の方に来ていただいております、様々なごみに対する問題について、いろいろな問題を抱えながら来ていただいて、みんなで調整をするといった場面もございまして、問題の大きさによっては、そういったところで調整を取らせていただきたいなと考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

私が持っている資料ですけれども、これは国から県を通して、ちょっと数年前の資料になるのですけれども、これ、死亡事故なども発生して大変危険ということで、地域の実情を踏まえつつ積極的な対応を取るよう周知、助言をお願いしたいというような、やわらかい表現でございますけれども、私的には、これ、実際には、もう自治体としてはやめさせていただく方向でというようなニュアンスの連絡が私、来ていたと思うのですけれども。これ、最終的に自治会の判断になると思うのですけれども、この辺で、また町で早急に確認していただいて、そういった周知を自治会に再度、行っていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。ちょっと答弁いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

議員おっしゃられるとおり、そういったところは大変危険な部分でもございますので、その辺は周知を徹底したいと思っております。

一番は使い切ったものを出していただきたいということが基本になってこようと思いますので、その辺のPR関係に重点を置けたらなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、粗大ごみの受入体制の実績と課題は、に移りたいと思っておりますけれども、以前、粗大ごみの受入れがいっぱい予約が取れないという声を多く聞いていたのですけれども、現在、そういう状況にはないということなのですけれども、もう少し具体的に、現在どのような状況にあるのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

粗大ごみの状況についての御質問ですので、具体のデータでお答えしようと思えますけれども、令和3年度の状況でいきますと、基本は予定数は埋まっている、最終的には埋まっている状況で、それが初日の受付初日でいっぱいになってしまうような状況が9月ぐらいから1月ぐらいまで続いていたというような、データ上。一番多いのは、やはり年末にかけての10月から12月、こちらのほうは、あつという間にいっぱいになったという状況になっておりまして、現在では申し込めば基本的には取れるような状況下にだんだんなりつつあるという状況です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

また再度、お聞きしますけれども、では、現在では受付を断られる状況にはないということなのか。もし、そういうことがあるならば、この辺の対応というのはやはり町で考えていくべきかなと思うのですけれども。ちょっと同じような質問になるかもしれませんが、答弁、よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

感覚的などころであれですけれども、初日にはいっぱいにならないという状況は続いているというところで、最終的にそれがいっぱいには大体なっていますので、緩和されているという状況でしょうかね。

それで、あと、通常の粗大ごみはそういった状況でだんだん落ち着いてきておりまして、直接搬入のほうも、やはり年末はすぐにいっぱいになっておりましたけれども、最近ではまだ余裕があったりとか、まだ申し込めますよという状態が続いていると聞いております。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

やはり、こういったものの受入れを断るという状況というのは、極力避けていくべきかなと思うのですけれども。実際にグリーンリサイクルセンターとか、そういった場所に一時ストック場を用意して対応するということなんかも考えられないのかなということで、そういった、極力、そういったものを断ることがないような対応を町として考えていただきたいと思っておりますけれども、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

議員の御提案で一時ストック場を設けたらどうかというお話でございますけれども、これについては、山北町と足柄西部環境センターといったところと三者で協議をしながら処理量等を決めてございますので、なかなか、そういったところに一歩踏み込んでという状況には今なってございません。ただ、今、直接搬入のやり方であったりとか、そういったところも三者でどうにか工夫をしながらできないものかという検討を実際にやっているところでございますので、議員御提案のそういったことはどうだろうといったところは、今後検討させていただける余地はあろうかと思えます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ、そういったことも検討していただきながら、よりよい取組になるようにしていただきたいと思います。

あと、粗大ごみの受付の関係でもう1点ですけれども、予約に来たときに本庁舎、本庁舎で受付、ここでは終了になっていますよと。しかし、駅前の窓口センターでは、まだ受付ができますというような状況があったということで、この辺り、受付体制、どのような受付体制で今はやられているのか。各場所で受付件数が決められているのか。そうであるのならば、なぜ、そういう形を取っているのか、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

受付場所の問題でございますけれども、基本的には最大マックスがもう決まっております。その振り分けをさせていただいております。それは過去のデータから、一番多いのは役場の窓口の量を一番増やしてございまして、駅前と、今はインターネット申込みもございまして、そういったところの割合はこちらで調整をさせていただいております。ちょうど申込みの後半の部分でそういった問題があったのかなという感じは受けておりますけれども、その辺は住民の方にちょっと御不便をおかけしている部分かなと思えますけれども、その辺はデータ処理の中で内部で処理量の配分をさせていただいているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

やはり、言われたのですけれども、御不便をおかけしていると。こういうことはできるだけなくしてほしいということで、この辺、受付窓口、一本化といいますか、そんな体制にできないのかなというところで、この辺の改善策というのは何かないのか。ぜひ改善していただきたいと思いますけど、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

受付の一本化といったところでは、1点、駅前窓口のほうは来年度、閉じていこうといったところもございますので、必然的に役場窓口が中心になってこようかと思えます。ただ、担当課といたしましては、インターネット申込みのほうの宣伝をもう少し重点を置きながら、そちらのほうの申込みを増やしていったほうが利便性が高くなるのではないかなど。ただ、インターネットに慣れていない方も当然いらっしゃると思いますので、その辺につきましては引き続き役場で受付をしていくといったこともありますので、その辺の割合についてはやっぱり状況を見ながらやらせていただければと考えております。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

やはり町民に御不便をおかけするというようなことは極力避けるような取組をぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、粗大ごみの手数料のお話になりますけれども、今は戸別収集で税込み1,100円ということで、この辺、いろいろな状況、山北さんも同様に行っているということは理解しておりますけれども、この辺りの金額、ちょっと高いかなという声もあるので、この辺りの検討の余地、これはないのか。また、併せて金額設定、この辺の根拠というのはどのようなものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

粗大ごみの考え方でございますけれども、これは令和2年の決算を昨年9月に公表させていただいておりますけれども、そのベースでいきますと、開成町で経費をかけて処理しているものが全体で令和2年度で2,837個、処理をしております。それで、1個当たりの経費で考えますと1,075円、1個にかかってございます。これは収集運搬とか中間処理を行うだけの金額となっております。最終的には西部清掃組合のほうで環境センターで処理する分が、また別枠で負担金として開成町から西部にお支払いしている一部でまた処理をしているということも考えますと、経費的には決して高くないというような見解もございます。

ただ、近隣等、そういったところを比較してみますと、その負担割合であったりとか、そういったところが気になられる方も中にはいらっしゃいますけれども、実際には受益者負担の考え方といったところもございますので、現在ではそういった対応をさせていただいていると。これも、山北さん、関係するところといろいろ調整をしながらやっておりますので、それも三者で考えていく、一部、考える部分も

あるのかなとは思いますが、現状としてはそういった状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

この辺り、近隣の自治体でも事情を含めてまちまちなのですけれども、どうしてもそういったところを比べてしまいますし、利用する方にしてみれば、やっぱり少しでも安くしていただきたいというのは、これは当たり前のことだと思いますので、なぜ、この金額になったのかということを広報誌など何かの機会に説明されて、住民の方の理解を深めるというのも一つかなと思いますので、ぜひ、そういった対応なんかも検討していただけたらと思います。

続きまして、開成町のごみ行政の今後の方策はというところで質問させていただきますけれども、まず資源化の関係で質問させていただきます。2市8町でプラごみゼロの共同宣言、これを行ったということで、宣言にあるワンウェイプラの削減、プラごみの適正排出、クリーン活動、これらの参加を推進していくということですが、もう少し具体的な取組、何か考えがあるようでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

これ、2市8町で協定を結ばせているところでございますけれども、既に開成町でも、きれいなまちづくり条例に基づきましてクリーンデーを年2回、ちょっと実施がなかなかコロナ禍でできていないのですけれども、そういったクリーン活動であったりとか、あと、まだまだ小さいのですけれども、開成町のこの庁舎もプラスチックの飲料の自動販売機は置いていないとか、そういった取組を小さいのですけれども始めていると。

それと、あとはウォーターサーバーを今年1月に町民センターに設置をさせていただきましたけれども、これは1月22日、中止になりましたけれども、町民センターの新たなオープンといったところに合わせて、そういったところも宣伝していこうということで設置をさせていただいたところでございますけれども、なるべくマイボトルを持ってきていただきながら、そういったウォーターサーバーの利用をしていただくという取組を始めたところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。

あと、今年の初めに、私、プラー一括収集ということで、国がプラスチック製の食品トレーや菓子袋など容器包装、これらと歯ブラシやハンガーといった製品、これをまとめて家庭から収集、リサイクルする市区町村に対して特別交付税措置を行う

方向であるという記事を見たのですけれども、このような動きに対して町はどのような考えをお持ちなのか、伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

容器包装の関係につきましては、国の動き、そういったところを受けて、各市町もいろいろお考えを様々持っております。そういった中では、ちょうど開成町を含めて1市5町で広域ごみの検討を様々やっているところがございますので、将来的には、そういったところで統一をしながら処理がなされたほうが効率的ではないかなど。単純に考えると効率的というところもあるのですけれども、実際の運用に当たって、それが果たして効率的、理論上は効率なののですけれども、果たして経費的に本当にペイできるのか、そういったところの検証が今後なされていった中でその辺の改善がなされていくと考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

現在でも、これ、試行的に行っている自治体が多いということで、開成町でも今後、そういった方向で行っていくということなので、ぜひ、私的には取組を前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、ごみの問題の大きな課題として生ごみの問題がありますけれども、答弁で、現在、住民1人当たりが1日に排出する総量、また県内では悪くないという数字だということで、本町では生ごみの減量化ということで生ごみ処理機設置推進制度というものをつくって、これは補助を行いながらキエーロ普及、これに取り組んでおりますけれども、本町この制度、キエーロが非電動式、エコということもうたわれておまして、ここが一つのポイントかなというのも承知はしておりますけれども、今後、さらにごみを減量化していくためには違う形式、そういったごみ処理機の普及を考えてもいいのかなと思っておるのですけれども、ごみ減量化に先進的に取り組んでいる自治体には、こういったもの、複数の処理機を対象に補助を行っている自治体もあります。キエーロとまた違ったごみ処理機で非電動的なものもありますし、この辺、現在住民の方たちも生活スタイル、こういったものも様々になってきていますので、生活にマッチした処理機ということで複数の処理機を対象にした制度、こういったものも検討していただきたいと思いますけれども、町の考えをお伺いします。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

ごみの問題、燃えるごみについては極力少量化をしていこうといったところは大きな課題として持っております、開成町でも、以前はコンポスターであったりと

かも設置補助をしていたことがございますけれども、なかなか敷地、住宅の状況も変わってまいりまして、それだけの広いところはないよというようなお話があって、現在はキエーロという形になってございます。様々、方式的には電気式で分解型というものもございますけれども、方向性としては、そういったところを順次研究をしながら対応していきたいとは考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ、今後、前向きに、これは検討していただきたいと思います。

それで、こういった処理機などを活用して生ごみ、これを排出しない方たち、こういった方たちに長野県の上田市辺りは優遇措置として生ごみを出しません袋というものを、ごみ袋ですが無料配布するという取組を行っていたり、他の自治体でも同じような取組を行っているところもあるようですけれども、本町でも、これまでキエーロを購入された方など、生ごみを排出しない方たちへ何か優遇的なことを考えられたらと思うのですけれども、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

大変進んだ御意見だと賜りました。基本的には、まずは直接的に減らす方策というところを今は考えているところでございまして、そういった方たちの実践している方たちへのプラスアルファといった観点の御質問かと思っておりますけれども、今後はそういった観点を考え方も入れながら、ごみ行政は進めていかないといけないかなとは思っています。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ、よろしく申し上げます。協力している方たちには、そういった優遇措置、これもあってもよいと思えますし、また、そういった取組がさらなるごみの減量化にもつながっていくと思っておりますので、ぜひ前向きによろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、ごみ袋の関係でちょっとお伺いするのですけれども、現在、本町のごみ袋、これはポリエチレン製だと思うのですけれども、小田原市、小田原市さんでは昨年、高密度ポリエチレンにバイオマス割合10%以上のものというものにごみ袋を切り替えたということで、こちらの袋も燃やすと二酸化炭素が出るということなのですけれども、その二酸化炭素はバイオマスが成長する過程で吸収したものだということで、差し引きゼロ、ゼロカーボンということで、そういったごみ袋を使い始めているということなのですけれども、開成町もゼロカーボンシティ、これを表明しておりますし、開成町でもこういったごみ袋に切り替えてはどうかと思

いますけれども、その辺の町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

基本的には環境に優しいごみ袋という御提案だと思うのですが、これについては、過去にもいろいろ環境に優しいごみ袋ということで開成町も取り組んできた経過がございますけれども、なかなか実際に出される方の御意見とか、そういったことも聞いた中では、そういった、環境に優しいという、ああ、理論上ではなくて、環境に優しいという観点だけを強調しますと、使い勝手の部分でちょっと切れやすいとか、絞るときにちょっと問題があるとか、具体の実際面を考えていったときには課題も多いなと感じているところがございますので、実際に小田原等でそういったことを始めているという情報は聞いておりますので、よりよい形で環境配慮ができたものにしていくというのはいいことだと思っています。

ただし、経費がどうしてもかかってまいりますので、今、開成町、経費的には非常に安くごみ袋を提供してございまして、そういったところもございまして、その辺の兼ね合いで今後も順次研究をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。今後も、ぜひ、研究していくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ごみの戸別収集、こちらの関係でお聞きしますけれども、近年、ごみの戸別収集、集積所の管理負担が減ることや、また、ごみ出しのマナーの改善、減量化、道路の安全確保、景観の改善などのこういったメリットもあるということで、全国的に導入する自治体が増えてきているということですが、本町でも町の将来を見据えて、私、導入に対して前向きに検討、調査研究していただきたいと思っているのですけれども。

また、それに合わせて、ごみ出しの困難者ということで、高齢者の方や障害をお持ちの方など、こういった方たちを対象に戸別収集を導入しているという自治体もあるということなのですけれども、こういったことも含めて、現在、開成町、今後も含めて、戸別収集に対しての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

高齢者を中心として、ちょっとごみ出しが大変だというようなお声は耳にしております。個別に対応してもらいたいという御要望的なところも承ってはございますけれども、例えば、開成町の場合ですと人口増がどんどん、おかげさまで増えている関係で、平成27年と比べますと、比較がどうか分からないですけれども、ごみ

置場も、その時点では266か所ぐらいだったのですけれども、現在では341か所、燃えるごみの置場が増えてございまして、委託しております収集業者もフル回転で収集をしている状況でございます。

そういった状況下の中で、どこまでそういったお声に対して応えられるかというところは課題として持っておりますけれども、今の段階でそれに積極的にお応えをできるかという、なかなか難しい状況下にあるというのが現状でございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

この辺は、また次の機会に質問させていただきたいと思います。

それで、最後に町長にお伺いしたいと思います。答弁にありました、今後も様々な社会情勢の中で、ごみを取り巻く環境も変化していくことが考えられますけれども、そういった中でも本町は常に町の将来を見据え、こういった環境、ごみ問題に先進的に取り組む自治体であっていただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

開成町としても、環境問題に対しては先進的に取り組んでいきたいというのは、来年度もそのような形で大きな1つの目標として掲げております。ごみ問題、エネルギー問題、様々なありますけれども、こういうときに一番大事になってくるのは、やはり町民の皆さんの意識をどうやって高めていくかというのがすごく大事なことになるのかなど。行政はそれを率先してやるのですけれども、そこについていっていただけるような町民の皆さんに意識を高めていくというのもすごく大事なことです。

様々な今のごみの出し方もありますし、出すのに困難な弱者の皆さんもいられますので、そういうことも考えながら、隣近所の中で、人口密度が高い町というのは隣近所の関係が深まっているところもありますので、そういうところの助け合いの中でもやっていくという。あわせて、機械的に効率的にやっていくということだけではなくて、様々な意識を高めていくということがすごく大事になってくると思うので、そういうものも含めて、ごみ、エネルギー、環境問題には、これからも力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ、町の将来を見据えた環境、ごみ行政の取組を期待しております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで佐々木昇議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を10時50分といたします。

午前10時35分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前10時50分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

通告に従いまして、1つの質問をさせていただきます。本町における消防団の強化と今後の展開について、伺います。

消防団は、有事の際はもちろんのこと、火災予防週間での啓発活動や年末の夜警、消火栓の点検や訓練など、その活動の幅は多岐にわたり、地域防災の要としてなくてはならない組織です。また、災害時の対応のみならず、地域のコミュニティづくりにとっても、その存在意義は大変大きいものだと思っております。

その一方で業務過多や全国的な消防団員の担い手不足が問題となっており、昨年、消防庁がまとめた消防団の処遇等に関する検討会の報告書で公表された内容には、社会環境が変化していく中での様々な課題とその対応策が記されています。

本町においても消防団員の慢性的な欠員が続いており、報酬や活動内容などの処遇の見直し、学生、女性、アクティブシニア世代の効果的な参画を検討するとともに、大規模災害時に限定して災害対応活動や後方支援活動を行う大規模災害団員、及び火災予防等の消防広報に限定した活動を行う広報活動団員といった機能別団員の拡充を図っていくべきであると考えます。本町において消防団に関わる課題と課題解決への取組、また、消防庁がまとめた報告書をどのように捉え、今後どのように展開していくのかを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、井上慎司議員の御質問にお答えします。

令和3年8月に総務省消防庁の消防団員の処遇等に関する検討会の報告書は、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団員が全国的に減少し、危機的な状況にあることを背景に、適切な処遇の在り方や、より幅の広い今の時代に合った団員確保策について取りまとめた報告書であります。開成町においても消防団員は地域防災力の中核として重要な役割を担っており、特に、消防団員確保については喫緊の課題であります。

それでは、初めに消防団の現状についてお答えをします。

開成町の消防団員数の現状については、条例定員108名に対し、令和4年2月1日現在で94名であります。以前から消防団員の定数を満たしていない状態が続いていたため、消防団員の確保及び消防団の抱える課題を克服し地域防災力を向上させることを目的に、平成29年4月に開成町消防組織強化推進連絡協議会を設立いたしました。

協議会活動としては、消防団と自治会、企業、消防団のOB等との団員確保のための意見交換会の開催をはじめ、町消防出初め式の開催、消防団員の活動を身近に感じてもらえるよう自治会等の夏祭りに出向き消防団なりきり体験等の啓発活動や、消防団ホームページ、フェイスブックを随時更新し消防団活動を積極的に発信しております。また、自治会から依頼を受けた訓練のほか、どんど焼きや雑草焼きなどにも消防団が出動し、地域との連携を図っております。

次に、消防団における課題についてお答えをいたします。

開成町の一番の課題は、消防団の現状でもお答えしたとおり団員確保であります。2つ目の課題は、動員力及び即時対応力であります。現在、町内自営業及び企業等に勤務している消防団員が94名中33名、約35%であり、平日の昼間に大規模な地震災害等が発生した場合に活動できる消防団員が少ないことが想定されるため、課題の一つと考えております。

1つ目の団員確保の取組につきましては、ここ2年間、コロナ禍により協議会の活動や消防団自体の活動も制限されたため、令和2年度に消防団員募集チラシを作成し、全世帯に配布し広報活動を実施いたしました。これまでにチラシを見て2名が入団され、少しずつではありますが成果が表れてきていると感じております。

今年度においても、消防・防災における女性ニーズや災害弱者等の多様な視点が反映できるよう女性消防団員の獲得を目指し、女性目線の募集内容でチラシを作成したところであります。今後、女性の入団希望があった場合には、本人の希望を確認の上、火災予防運動や住宅用火災警報器設置促進普及啓発等の防火広報をはじめ、応急手当指導、災害時の情報収集及び指定避難所運営補助等、平時における防火広報活動を中心に機能別消防団員を組み合わせた本部付団員として幅広い活動を予定しております。引き続き女性消防団員の獲得に努めていくとともに、現在1名である学生の消防団員においても、消防団ホームページやフェイスブック等を活用し幅広い町民の入団促進を図ってまいります。

2つ目の動員力及び即時対応力の取組につきましては、災害はいつ発生するか分からないため、日頃から消防団員が講師役となり自主防災会で実施する初期消火訓練等で実技指導を行っているところであります。また、平日の昼間に災害が発生した場合を想定して、以前から中学生に救命講習会の実施や、町防災訓練時に住居地域の自主防災会で実施する様々な訓練に参加をし、災害時の救援活動等の貴重な担い手として位置づけをしております。

さらに、近年多発する風水害や巨大地震等の自然災害に備え、町民一人一人が浸

水対策や地震対策などの危機管理の基礎知識及び応急手当等の実践知識を習得することを目的に防災講座を開催しているほか、地域の防災活動の指導役として地域と町を結ぶ人材を養成する地域防災リーダー養成講座を開催し、自助、共助の強化を図っているところであります。

次に、報告書で示された消防団員の処遇改善についてお答えをいたします。

消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書では、災害時の出動報酬は1日当たり8,000円を標準とすることの見解を踏まえ、消防団幹部との協議及び近隣市・町の出動報酬を鑑み、本定例会において消防団員の災害時における出動報酬額改定議案を上程しております。今後も消防団員の適切な処遇の在り方や入団促進、及び活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

最後になりますが、近年の消防団を取り巻く環境は大きく変化し、今や火災のみならず多発化・激甚化する様々な災害に対応するため、消防団の役割はますます大きなものとなってきております。今後も地域防災の中核である消防団員の確保及び消防団の強化を図るため、町消防組織推進連絡協議会を通じて自治会、企業等、関係機関と一体となった活動を推進し、消防団を中心とした地域防災力の充実・強化を図っていきます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

町長から一定の御答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

平成26年、27年、私が開成幼稚園で父母会の役員をしていたとき、初めて開成町消防団を幼稚園の夏祭りにお招きをして、消防士なりきり体験や放水実演をしていただきました。このとき同時に団員募集の活動をしていただき、結果として、その場で団員獲得に結びつきました。当時の防災担当の職員さんにも大変御尽力いただき、開成町消防団の初めての取組としては大成功だったのではないかと感じております。その後もこの取組は継続され、平成29年4月に開成町消防組織強化推進連絡協議会が設立されました。

こういった経緯があり、私は議員という立場になる以前から消防団員の不足や活動内容について強い関心を持っておりました。そういった経緯で今回の一般質問をさせていただきます。

まず、消防組織強化推進連絡協議会の活動は、コロナ禍により様々な制限を受けており、今後、制限が解除されても、これまでと同様のイベント等が開催されるには限らず、これまでどおりの活動展開が行えるかどうかというのは現時点では未知数かと思えます。チラシの製作及び配布をされているとの答弁でしたが、そのほかに団員獲得や啓発活動を新しい形で進めていくための検討などは進められておりますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、また町長の答弁でもありましたが、やはりコロナ禍において協議会の活動、また消防団自体の活動も人数制限、時間制限とかをして、なかなか思うようにいかないというのが現状であります。そういった中で、町長答弁にもありましたが、ここ2年間はチラシを配布して団員募集に2人、つながってきたといったところではありますけれども、今後、このコロナがいつ終息に向かうのかというのがまだまだ分からない状況ですので、消防団のホームページ、また消防団のフェイスブック等がありますので、そちらを使って、より一層、入団、団員の確保に向けて啓発をしていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

ここで1点、お聞きしたいのですが、現在の消防団の団員さんの平均年齢と世代別分布、及び団員として獲得したい世代というのを教えてください。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

まず初めに、平均年齢につきましては46歳、昨年の令和3年4月1日現在になりますが、46歳でございます。この46歳という数字は、この辺、近隣は承知はしていないのですが、神奈川県全体の消防団の平均年齢が少し前なのですが令和2年4月1日時点で45.6歳ですので、ほぼ県内平均であると言えます。

次に、世代別なのですが、世代別につきましては、一番若い20歳代が8.7%、30歳代が9.8%、40歳代が51%、50歳代が25%、そして60歳代が5.5%という形で、平均年齢と同様に40代、40歳代が一番多い世代別と、年齢構成という形になっているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

もう1点、獲得したい団員の世代というのをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

失礼いたしました。獲得したい世代というのは、御存じだと思いますが、消防団条例で18歳から45歳という形で決まっておりますので、その中であれば、消防団活動に意欲のある方であれば、基本的には世代は問わないという形で考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

特別、世代は問わずに、との御答弁でしたが、実際、県平均だと言われましても、平均年齢46歳というのは高いのかなと感じているところです。もう少し若い世代が入ってくれて、平均年齢を若くしていくことも必要なのかなと思っております、総務省・消防庁で人気お笑い芸人を起用した消防団PRの動画ツールが公開されております。こちらは昨年12月に公開されてフリー素材として提供されておりました、使用期限が令和4年、今年の12月31日まで限定で、自由に使っていいですよということで公開されております。若い世代にPRするに当たって、こういう動画ツールを積極的に使っていくのは効果的かと思うのですが、この消防庁のフリー素材の動画については御存じでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

今、言われた著名人の方が消防団の制服ですとか活動服を着て、それがポスターになっているのを見たことはございます。ただ、動画自体は、申し訳ございません、詳細までは見ていないという形なのですけれども、ポスター等については見させてもらったというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

せっかく開成町は消防団として独自のホームページ及びフェイスブックのページを持っていますので、これを大いに活用するという観点からも、こういう国が用意してくれた素材というのを積極的に活用して若い世代にアプローチできるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

フリーで使えるというような、今、お話をいただきましたので、ぜひ活用させていただきたいなと思っております。なかなか先ほども推進協議会の活動等ができない中でという形で、消防団のホームページやフェイスブックを活用してということですので、ぜひ大いに活用させていただきたいと、このように考えております。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

フリー素材の動画の活用、やっていただけるということなのですが、もし、この先の展開として町独自でPR動画を作っていくだとか、あじさいちゃんを活用してPRをしていくだとか、そういった部分も視野に入れて検討していただきたいと思っております。

続きまして、昨年4月の政府の調査で、団員個人に報酬や手当が支給されていない消防団が全国で6割に上ることが明らかになっております。総務省消防庁は全ての自治体に対し報酬などを個人に直接支給するよう通達しておりますが、本町においては各分団の報酬などの支給状況の実態は把握されておりますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

今、御質問にあったような話も実際には伺っておりますが、本町においては昔から、いつからかというのはちょっと詳細は把握はしていませんのでけれども、個人支給と、基本報酬、出動報酬ともに個人の口座のほうにお支払いさせてもらっているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

報酬の分団への一括支給というのは、幽霊団員などの報酬不正受給の温床になるということで危惧されておりますが、本町ではそういった心配はないとの御答弁でしたので安心いたしました。

また、個人に支給されても、後日、分団内で再徴収をされてしまっては、なかなか、これは意味をなさないのかなと思っておりますので、しっかり行政側として監督・指導をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、女性の入団希望があった場合は、機能別消防団員として本部付の団員として迎え入れるとの御答弁だったのですが、これは、逆に読み解くと、女性は地域の分団へは入団できないということになるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

町長の答弁で、どちらかという、防災安全課としては、そういったような女性ならではの活動をしてほしいという思いで町長のほうも答弁したと思うのですが、ただ、町長のほうでは本人の希望を確認した上でという形で御答弁させていただいたと思いますが、希望の中で、やはり男性団員と同じように分団に所属して活動したいというのであれば、また、そういった場合のときには、その分団、また正・副団長等と確認をした上で、希望に添ったような形で入団していただければと考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

では、これは、逆に、男性が地域の分団ではなくて機能別消防団員に入りたいよという要望があった場合は、男性でも機能別消防団員のほうに入れるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

そこまでは正直、想定はしていなかったのですが、希望としましては、男性については今、先ほども言ったとおり、まだ不足している状況でございます。どちらかという、広報ですとか、それ以外の部分の例えば避難所の運営ですとかといったところは、自主防災会のほうで防災講座や地域防災リーダー等を通じて、いわゆる機能別消防団員に近いような形で、ほかの町民でそういった啓発をさせていただいておりますので、できれば男性、健常者である男性であれば分団に所属して消防団として活動していただきたい、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

今の御答弁で健常な男性であればということだったのですが、車椅子に乗られている方、四肢に障害等があられる方でも、地域防災の中で活動したいという方はきっとおられると思います。そういった方々の間口を広げるためにも、機能別消防団員は女性のみでなく男性でも加入できますよという広い間口を明確に示していくべきだと思います。この点は、しっかり周知する中では訴えていっていただきたいなと思うところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

今のお話、参考にさせていただいて、ぜひ、そういった方には、意欲のある方であれば何かしらの消防団活動に携わっていただければ、町としても大変貴重な戦力となりますので、前向きに検討させていただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。

これから新しい試みとして様々な試行が必要かと思いますが、機能別団員は、所属が本部であったとしても、消火活動以外の活動であれば、日頃の点検など、そういった部分であれば、自身が住まわれている地域の分団に顔を出して経験するなどの中で、希望があれば本部から地域分団への異動が可能であるとか、そういった取組をしていくことで、移住者や女性など地域の消防団でなかなか敷居が高いと感じる方も、なじみやすくなっていくのかなと思います。先ほど前向きに検討していただけたと言われた中で、こういった部分もしっかり検討していただければと思います。

続きまして、消防団に参加されている世帯は組長の免除を受けられる自治会もある、そういった自治会、知っている限りで2つあると伺っているのですが、2自治会ですね、こういった判断は、もう自治会に一任しているのでしょうか。あるいは行政として、自治会長会などを通じて情報の提供や共有などなされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

実は、消防団員からもそういった声が上がってしまっていて、数年前に一度、町長から自治会長会議の中で、消防団でこういったアンケートで負担軽減の一つとして組長等の免除といったようなお話もさせていただいたところがあります。

あと、2つの自治会が実際に免除していただいているというのも把握はしているところですが、基本的には自治会のほうに一任させてもらっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

実際の組長免除がされている自治会で消防団をされている方から直接聞いたお話なのですが、組長免除の自治会に自分は住んでいるけれど、実際、自分の組内、大分高齢化していると。それで免除してあげるよと言われても、なかなか免除、自分が免除を受けようとは思わずに、進んで組長をされたという御家庭があります。この組長免除というのが普及してしまうと、今、実際、団員の方からは、もっと幅を広げて学校の役員、PTAの役員の免除なんかもできないのかなどと言われてしまっているような状況があります。

免除の仕組みが普及し過ぎると、自治会のコミュニティとしての地盤が緩んでしまうのではないのかなと危惧するところなのですが、答弁の中でも、自治会などの機関と一体となって活動を推進し、消防団を中心とした地域防災力の充実と強化を図っていくとのことでした。消防団員の自治会役員免除が普及してしまうより、自治会の加入を促進することで地域防災への関わりと理解を深めていただくことで消防団員も増えていくのかなと考えているところです。実際、自治会の役員免除というものは、これに逆行するのではないかと思うのですが、この辺、自治会と消防団との関わりについて町長からのコメントをいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、今のバランスというのはすごく難しい課題だなと思います。開成町は、自治会活動に対して力を入れている部分があります。結局、自治会に入っただけということ、すごく地域の中のコミュニケーションも高まるし、それが波及して、今、言われたように消防団になっていただく可能性も高くなる。消防団だけではなく、様々な、防災リーダーさんでもあるし、組長さんでもあるし、様々なことを地域の中でやっていただける積極的な人間、住民を増やしていくというのはすごく大きなことなので、自治会加入というのはすごく大きなことだと思っています。

そういった中で、やはり自治会の中の役割の中で、いろいろな役員さんの負担軽減というのも片方であるわけです。なかなか役員さんになっていただけないという中で、様々な消防団のアンケートの中でも、そういうことをしていただければ消防団になっていただけるというのものもあるし、そういうものはなかなか、頭では分かっているのですが、現実的な問題として自治会にそこまで強制はできないので、こういうアンケートがありましたよと自治会長会議の中で話をさせていただいた中で、それができる自治会、できない自治会があっという間がないと思うのです。

開成町、こんなに小さいですけれども、自治会によって50世帯から1,000世帯を超える自治会までありますので、様々。そういった中で地域に合った中でやってもらえるようにするというのはすごく大事なことで、柔軟性というのは一律ではなくてやっていくというのがすごく大事になってくると思うので、そういうことを

鑑みながら、バランスを取りながら町もやっていくし、自治会にもそのような対応でやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

柔軟性を持ってバランスを取りながらということですので、自治会に一任することなく、状況をしっかり行政側で把握をして、何でもかんでも免除されるというような空気感をつくらないようにしていただきたいなと思っているところであります。よろしく願いいたします。

続きまして、コロナ禍においても新入団員の方が獲得できているとのことだったのですが、操法の練習などの実践練習というものは実際できているのでしょうか。また、操法の練習場所はしっかりと確保できているのか、この2点、お伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

実際、今、コロナ禍の中で、正直、操法訓練までは行っていないというところが現状でございます。

それと、訓練場所につきましては、実は町内の企業の2社から新たに訓練場所として企業内の敷地を使っていいよといったお話をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

実際の新規入団の方の操法練習ができていないというのは、実際の消火活動がままならないということに直結してしまうのではないかと思うところなのですが、この部分に関しても、やはりコロナ禍だからなかなかできないということで片づけてしまうのか、練習場所が提供されるといふ企業さんが2社あられるということなので、積極的に操法の練習を進めていくのか、今の行政としての考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

消防団活動につきましては、例えば緊急事態宣言、今はまん延防止等重点措置の

期間ですので、そのときはやはり少し活動は抑えようという形です。これまでも、2年間の中で、その期間以外であれば、例えば操法までは行かなくても放水訓練、そういったものはいいですよという形で、人数ですとか時間というのをコロナ禍の状況、感染状況等を見ながら活動してきたという状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

有事というのは、いつ起きるか分かりませんので、今のまん延防止措置が解除されたら、すぐに動き出せるような形で調整していただきたいと思いますところであります。

また、企業さんからの場所の提供ということだったのですが、行政としてこの場所が使えますというものは、用意はできていないのでしょうか。可能であれば県と調整をして合同庁舎の駐車場を使わせてもらうだとか、あと、ちょっとスペースは狭いのですが、松ノ木河原の防災倉庫前にも舗装された区間等があるのですが、こういった部分の活用は考えておられないのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

合同庁舎については、前々から消防団からの要望もありまして、神奈川県には話はしているのですけれども、ちょっとまだ借用までは至っていない状況です。今後引き続き、使わせてもらえるように、すごく広いですので、使わせてもらえるような形で交渉はしていきたいと思いますが、松ノ木河原については、アスファルト舗装されているところもあるのですけれども、面積的にちょっと操法するには短い、狭過ぎるので、現状では使えない状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

町内の事業所さんとの連携というのは、官民連携ということで非常にすばらしいので、今後ともこの連携は続けていただきたいと思います。行政側として、しっかり自分たちの町内でできる場所というものを用意していくことも必要かと思えます。合同庁舎、ふだん、僕も目にするのですけれども、本当に広いスペースが確保できておりますので、そこの有効利用と合わせて、松ノ木河原のほうも操法の練習に対応できるような形に今後整備を進めていただきたいと思いますところでは。

国土強靱化計画というものの策定を今、進めているところかと思うのですが、国土強靱化計画を策定するに当たって、消防団の活動環境整備というものを明記する

ことによって消防庁の消防防火施設等整備事業補助金というものの獲得に結びつける流れというものは難しいのでしょうか。もし、これが可能であれば、こういったものを活用して松ノ木河原の倉庫前の舗装区間を延長するというのも可能なのではないかと思うのですが。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

消防防災施設等整備事業補助金につきましては、国の補助金になるのですが、基本的には防火水槽ですとか、そういったものの整備に使うものに対する補助金ではないのかなとは思っています。この辺の補助金のメニューがこういったものがあるのかというのは、また詳細は確認しておきたいとは思いますが、それ以外でも県のほうで市町村の補助金、市町村地域防災力強化事業補助金というのがありますので、そういったものでも活用できないかとかというのも検討できるのかなと考えているところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

国のみならず県のほうでも補助金があるということでしたので、現状の課題打破のために、うまく補助金等も活用しながら事業を進めていっていただきたいと思えます。

続きまして、昔は農家や商店の経営者など、平日の日中に出動できる団員の比率が高かったかと思えます。生活様式の変化により、平日の昼間に出動できる団員数が減っているというものが課題であるとも御答弁がありましたが、現在では団員になれるのは在住者のみというものが開成町の消防団条例で決まっております。これは開成町だけでなく近隣の1市4町でも同様なルールづけとなっているのですが、町外在住であっても町内在勤であれば入団の対象であるとするれば、平日、日中に出動ができる団員を確保できるのではないかと思っていますところ。地元企業や事業所さんとの連携は必須かと思えますが、こういった部分でも官民連携推進につながると思えます。

また、現在、消防団に加入されていて、町外に転居してしまう方は自動的に消防団員の資格を失ってしまうことにもなりますので、消防団員の流出防止という観点からも、こういった条例の改正を見据えて考えていくことも必要かと思えますが、町の見解を伺います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

今、言ったような形で、今、町の条例では在住のみと。ただ、在勤も含めた条例制定しているところは全国でも結構あるというのは承知しております。昨年11月に牛島地区で昼間、平日の昼間、発生した火災があったのですが、そのときに実は出動できた団員が28名ということでした。やはり町外へお勤めになられている団員が多いという形の中で考えれば、在勤者というのも今後検討していきたいなというのはありますけれども、まずは消防団の中で協議をしていただいて在勤者の取扱いについて検討していければと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

消防庁のほうで消防団協力事業所制度というものがあります。全消防団員の約7割が被雇用者という状況の中で、消防団の活性化のためには被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備することが重要であり、企業の消防団活動への一層の理解と協力が必要不可欠である。また、消防団協力事業所制度、これは事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度ということです。

この制度に加盟した事業所さんは、消防団協力事業所として認められた証明書が社屋に掲示できて、またホームページにもそういった旨を記載できるという、企業としてもメリットのある取組なのですが、こういったものをうまく利用するためには、やはり町外在住で町内在勤の方というものが町内での消防団活動に従事していただくことにより、加盟できる事業所さんも増えていくのではないのかなと思うところではありますが、この制度については御存じでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

この制度は実は本町も、もう既に取り入れて、制度ができて間もない頃に、もう実際、本町でも取り入れてございます。現在、町内の2社に、こういった表示制度を出しているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

既に御存じとのことなのですが、これ、定期的な周知はされているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

定期的な周知は、正直、なかなか最近はやっていないというところなのですが、先ほど言ったような形で操法場所として訓練場所を提供していただいた、そういったのも十分この制度に入ると思いますので、今後は、そういった企業を増やして消防団活動のPRと併せて町内の企業のPR等も行っていければと、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

このところは制度の周知が停滞していたのかなということも散見されますので、今後、周知の徹底も進めていただき、企業連携と合わせて在勤者の消防団加入についての議論も進めていただきたいと思います。

続きまして、県の制度になるのですが、神奈川県消防団応援の店制度というものがあります。地域防災の中核として活躍している消防団員は、人口減少や社会情勢の変化などにより減少が続き、団員確保が大きな課題であります。このような中で地域ぐるみで消防団員を応援し、消防団員の士気の高揚及び加入促進を図るため、この制度に賛同する事業所や店舗等の協力により、消防団員や家族等を対象に割引などのサービスを提供する制度です。

こちらの制度なのですが、平成28年からスタートしまして、現在、県内では3,500件ほどの業者が登録されているとのことですが、県内全域で3,500となると、それほど多い数字ではないかと思うのですが、実際、これが開成町、町内でどの程度の加盟店があるのかといいますと、大手ファストフード店1社のみとなります。町内の中での制度を利用できるのが1社のみということで、なかなか、これも広く普及はされていないのかなというところなのですが、実際、この制度は御存じでしょうか。また、団員さんにはカードが支給されるのですが、漏れなく皆さんにこのカードは行き届いているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

もちろん、この制度については、神奈川県と県の消防協会とでタイアップして応援

の店制度ということで承知はしているところでございます。また、カードについても全部の消防団員に配付しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

全分団員さんに支給されているということですが、私の伺った限り、これをいただいていないと言われている消防団員さんも実際にいられたのですが、その辺、もう一回、行政側としても各分団員さんに確認を取っていただきたいと思います。

また、このサービスを利用しようとして町内の事業所さんに持ち込んだところ、従業員の方が何なのかが分からなくて、レジのところでもたついてしまい、結局、使えずじまいでしたという話も聞いております。なかなか制度が普及していないというのは、登録している事業者さんの中でも周知徹底ができていないのかなというところも感じられます。そして、私のほうでヒアリングをした中では、もっと広く町内の個人事業主さんなどでも使えるようになってくれば、地域の中で大いに活用したいのという声もいただいております。

登録店舗が増えることで、団員の親睦のみならず、日頃から消防団活動に御理解をいただいている団員家族の皆さんへの福利厚生としても意義のある取組ではないかと思っておりますが、地域経済への一助にもなるこの取組を、県の制度というだけでなく、町としての制度としても取り入れてはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

こちらについても、以前、消防団に聞き取りを行ったと伺っております。ただ、そのときには、やはり先ほど来、話がありました役員等の免除ですとか報酬のアップ、そういったものがまず優先で、こちらについては県の応援の店の制度があるので、それほどではないとは伺っておりますが、それからまた時間もたっておりますので、また、その辺のところは消防団の会議等を通じて確認していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

こういった要望というものは、定期的な意向調査等をしていただいて団員の皆さんの考えを吸い上げていただいて、また、周知徹底を図っていただき加盟される事

業者さんを増やしていただきたいと思っていますところでは。

最後になります、私の父が長年、消防団員として活動しておりました。昔、私が子供だった頃に、町内で夜間の不審火が続くということがありました。このとき、父は玄関に消防のブーツを並べて消防団の制服を着て眠っていました。いつでも出動できるように、です。こういった姿はなかなか町民の皆さんの目につくものではないのですが、消防団は常に危険を伴う大変な活動を担っていただいているとともに、地域のヒーローであり地域の宝だと思っています。今後、より一層の活動環境の整備を進めていただきたいと思っております。

今回の一般質問で私から幾つか提案させていただきましたが、実現可能で効果的なものは積極的に取り入れていただきたいと思っております。

最後に、町長から何かコメントがあれば、よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

消防団員確保というのは、大変重要な課題だと思っています。今、いろいろ提案をいただきましたけれども、できることは、在勤の条例を変えるなら変える、町の例えば飲食店も商工会がありますので、そういうところにちょっとお願いをしてそういう割引制度を導入してもらおうとか、様々なできることはきちんとやっていく、早くやっていくというのはすごく大事だと思うので。今、言われたように、井上慎司議員が言われたような対策は早急にやっていきたいと思っておりますし、また、改めて消防団員の地位向上、町のPR活動も含めて、大変重要な団体であるし、そういう人たちがすごく誇りを持って働けるような消防団員、消防団というものを開成町としてもつくり上げていく必要があるのだなと改めて感じておりますので、そのような方向でこれからも進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで井上慎司議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午前11時35分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

9番、石田史行議員、どうぞ。

○9番（石田史行）

皆さん、こんにちは。9番、石田史行でございます。

それでは、通告に従いまして、1項目質問させていただきたいと思っております。

特殊詐欺対策の現状と課題を問うということでございます。

神奈川県警が、2021年に認知した特殊詐欺件数、これは1月末時点の暫定値でありますけれども、これは前年比312件減の1,461件となり、2年連続で減少し、被害総額は約8億3,200万円減の約25億5,900万円となり、3年連続で減少しており、全体の被害総額は減少傾向にあります。

一方で、還付金名目のうその電話でATMを操作させて、いわゆる現金をだまし取るという還付金詐欺の被害が急増しているということでございます。

また、手口別の内訳では、親族などを騙って語る、いわゆる「おれおれ詐欺」は、52件増の466件、被害額にして12億2,300万と最多でありまして、これが被害件数の3割、そして、被害額の5割近くを占めているということでございます。

なお、特殊詐欺の被害者の約9割は70代以上の高齢者となっております。

そこで、以下の点について町の見解を伺いたいと思っております。

まず1点目、本町の特殊詐欺の被害額及び被害件数の推移（直近3年間）と分析はどうなっていますでしょうか。そして2点目、本町の特殊詐欺対策の現状と課題、これについて、御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

石田委員の御質問にお答えします。

それでは1つ目の、本町の特殊詐欺の被害額及び被害件数の推移と分析について、お答えします。

開成町の直近3年間の被害額及び被害件数は、令和元年度中が被害額約500万円。被害件数6件、年齢は70歳代が4人、80歳代が2人であり、手口別の内訳では、被害件数6件の手口は全て「おれおれ詐欺」でありました。

令和2年及び令和3年中の特殊詐欺被害はありませんでした。

松田警察署管内の直近3年間の被害及び被害件数も減少傾向となっておりますが、最近の手口の傾向は、改正後の被害手口と同様、「おれおれ詐欺」や架空請求詐欺が多いとのことあります。

幸いにも、開成町においては、令和2年以降、特殊詐欺被害に遭われた方はいませんが、最近の新聞報道で掲載された特殊詐欺の記事には、「おれおれ詐欺」以外の令和3年中の県内の特徴として、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療

費の払い戻しがあるといった「還付金詐欺」が急増しており、今後は還付金詐欺に移行しつつあると、神奈川県警は分析をしております。

次に2つ目の、本町の特殊詐欺対策の現状と課題につきましては、現在、特殊詐欺に関する周知、予防活動として、月1回、防犯指導員と車両によるパトロールを実施し、その際、注意喚起放送を行っております。

また、警察からの要請により、防災行政無線での注意喚起放送を行っているほか、あんしんメール等での情報発信を行っているところであります。

以前から実施している対策では、家庭の電話機に自動で警告メッセージを流す。自動応答機能と通話を録音する自動録音機能がついた「防犯用電話自動応答録音アダプタ」の貸出しによる未然防止対策に取り組んでおります。

このように警察等と連携した予防活動や啓発に努めておりますが、還付金詐欺のように、犯行手口の巧妙化・多様化が進んでいる現状があります。

なお特殊詐欺被害に遭いやすい方の特徴や傾向を、松田警察署生活安全課に確認したところ、70歳以上の女性、特殊詐欺への関心が低く自分は大丈夫だと思っている人、金融機関が営業している平日に被害に遭うケースが多い傾向であるとのことでありました。

開成町においても、高齢者人口の割合が増えていく中で、特殊詐欺の被害の未然防止に向け、被害に遭いやすい高齢者だけではなく、その家族等への働きかけも重要であり、今後に向けた課題であると考えております。

今後も警察や関係機関と連携した予防・啓発活動を中心に、高齢者の子供や孫世代も含めた幅広い世代に対して、日常的に家族間で連絡を密にするなど、より効果的な啓発活動の取組を推進し、町民の大切な資産を守るため、特殊詐欺被害の未然防止に努めてまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。

ただいま町長のほうから一定の御答弁いただきましたけれども、再質問をさせていただきたいと思っております。

本町の被害の推移と分析というものを詳細にお示しいただきました。令和元年度には、かなり多い被害があったわけですが、幸いにも令和2年、令和3年とも被害に遭われた方はいないということで、これはこれで一定評価をさせていただきたいと思っておりますけれども、問題は、やはりこの被害というものを、ゼロでありますけれども、これを維持していくことが非常に大切であると私は考えております。

そこでちょっと伺いたいんですけれども、実際には、被害に遭われた方はいないということではありますが、可能でありましたら、いわゆる未遂ですね。未遂の件数というものを把握されているのであれば、お示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。うちのほうで、先ほど町長答弁にもあったように、未遂に終わった前兆電話とかがあった場合には、防災行政無線ですと、防災安全課でもあった場合には、防災行政無線ですとか防災安全課で管理しているあんしんメール等を通じて注意喚起の啓発を行っているところでございます。

具体的な詳細今かの未遂件数というのは、把握はしていませんが、参考までに令和3年度にあんしんメール等で警察からの情報提供で、注意喚起のメッセージを送った件数は2件でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

未遂の件数というものを、非常に私、大事ではないのかなというふうに思っております。この辺も、今後、この対策を考えるに当たって、実際に、幸いにも未遂に終わったというところの件数も、警察のほうにお願いして数字を出していただくように、それを前提にやはり考えていかなきゃいけない。

表向きゼロであっても、例えば泣き寝入りする方もおられるというふうに聞いておりますので、その辺も含めてやはり実態把握というものをしっかりとお願いしたいと思っております。

本町の特殊詐欺対策の現状について、いろいろ一定程度やられていることは分かりました。理解いたします。

この特殊詐欺の多くは、いわゆる固定電話にかかってくると言われております。ですから、その固定電話への対策というものが非常に私は大事であるというふうに思いますけれども、先ほどの町長の御答弁の中で、この「防犯用電話自動応答録音アダプタ」というものを貸出しされているということでございますけれども、これまさに固定電話対策だと思いますが、これをいつからやられていて、何台あって、そして何台貸出しをしているのかということ。そして、その成果といいますか、利用者の声も含めて、ちょっと詳細にお示しをいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。

アダプタについてはですね、もう少しちょっと詳細に言うと、自動メッセージと自動録音機能がついたものでありまして、電話が鳴ると自動で「この電話の通話内容は防犯のため録音されています。あらかじめ御了承ください」といったメッセージがまず流れます。その後、会話を自動録音する機能がついたアダプタでございま

して、この機能を平成29年度から行っております。台数としましては、10台ほど町で持っていて、そのうち現在3台貸し出している状況でございます。

直近の昨年9月に、町内の一人暮らしの90歳代の女性の方がお借りになりました。その方にここで半年ほどたちますので、先日聞いてみたところ、設置後については、一度も特殊詐欺と思われる怪しい電話はかかってきていないということであり、自動メッセージ機能がついているため、非常に安心感があるといった、こういったお話をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

現状の固定電話対策ということで、3台ということございまして、利用者の声もちょっと聞いていただきましてありがとうございます。

平成29年度からやっているということで、これはこれで意味のあることかなと思うのですが、かれこれもう数年たっておりまして、実際、私からこのアダプタというものを、実物を見せていただきました。非常にシンプルな形で、固定電話にただつながりだけですぐ使えるようになるわけでございますけれども、非常にシンプルでいいのですけれども、何か非常にアナログ感あふれる感じの機械でありまして、ちょっと1つ私の方から御紹介をさせていただきたいのですが、最近、いわゆる新しい型の自動通話録音機というものが出ているようでございまして、特に東京都の品川区さんが最近、昨年からはじめているのですが、いわゆる特殊詐欺を防ぐために、この録音機というのは、いわゆるAIを使うのです、AI。この録音機を電話の着信のために通話を録音しまして、この録音データと本データというものは、このインターネットを通じてクラウドサーバーに転送されまして、相手の電話が特殊詐欺かどうかをAIが解析するということです。これのいいところは、特殊詐欺を疑われる場合は、御本人はもちろんですが、御家族の方、そして、その区の担当部署に事前登録したところに、人に、犯罪の恐れがあるため確認してくださいという注意喚起のメールが自動で送られるということでございます。

取付工事の費用は区が負担して、月額費用は444円、利用者が負担するというところで、区内の警察とNTTが連携して、昨年8月から試験導入しているということで、こういった新しい取組をブラッシュアップしていくということも、ひとつこれから今後の課題として、選択肢の1つとしてぜひ考えていただきたいと思いますが、現時点での町のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではただいまの質問にお答えしたいと思います。品川区のそういった特殊詐欺対策として、AIを活用したというような形の中で、内容的には私も見させてい

いただきました。大変最新のもので、現在の時代に合ったもので、今後はこういったものがやはり主流になってくるのかなというふうに感じているところでございます。

ただ、先ほども言ったとおり、現在3台というような形で年1回ほど募集等をかけながらやっているのですけれども、まだ10台、7台ほどこちらのほうのアダプタのほうの在庫としてある状況ですので、まずはそちらのほうを使ってもらうような形で町民の方に周知・啓発をしながらやっていければというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

今あるものを、コストをかけて導入したわけですから、利用していかなければいけないと思いますけれども、周知不足もあるのかもしれませんが、どうなのでしょう。私その辺ちょっと裏は取れていませんが、その機器自体が、若干古いのかなあとということがあります。感じました。

実際、これはテレビでも取り上げられたので御存じかと思えますけども、ちょうどこの試験的に昨年、品川区が試験導入をした結果、今年の1月の事件なのですけども、実際に、東京都品川区の80代の女性から、いわゆる現金をだまし取ろうとした少年を詐欺未遂容疑で逮捕したということなのです。

内容を見てみると、この少年は、女性の甥を装って電話をかけたのですが、女性宅にいわゆるこの品川区が用意したアダプタというものが設置されておりまして、このAIが不審な電話を探知して、そして区役所のほうに、すぐ連絡がいったということで、無事、受け子の少年を逮捕して、未然に防いだということで、結構全国的にも大々的に報道されました。

こういったことも、これは最先端かもしれませんが、この品川区の試験的な取組を見ながら、品川区が今、非常に詐欺被害が深刻になっているということもあるかもしれませんが、ぜひこれも調査・研究をしていただきたいなと思えますけども、再度、御答弁いただきたいと思えます。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

先ほど、利用者からの声にもちょっとお答えさせていただいたのですけれども、実際、最近使っている利用者の方も、それまではそういった特殊詐欺と思われる怪しい電話が何回かあって、昨年9月からうちのほうで無料で貸しているアダプタを設置したと。その後、一度も怪しいと思われる電話かかってきていないということは、やはり会話を録音されるというのが、一番犯人としては嫌なことではないのかなというふうに感じています。そういう意味では、電話が鳴ったら自動で録音しま

すよというようなメッセージがあるだけでも、まずは違うのかなというふうに考えておりますので、参考にはさせていただきたいと思いますが、繰り返しになりますが、今あるものをまず有効に、まずは町民の利用が必要としている方に貸付をしていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

あくまで今日私の1つの情報として、提案として、先進事例として御紹介させていただきました。

今は被害がなくても、将来、被害が発生する可能性というのは十分ありますので、やはりこれは常にこの対策の在り方を見直ししていくと、検証していくということが私は大事かと思っておりますので、その際の1つの材料として、これをぜひ受け止めていただきたいなと思うところでございます。

こういう機械をつけなくても、そもそも対策の1つとして、これは神奈川県警さんも常に言っておられますし、テレビでも、番組でもよく取り上げられますけれども、要は留守電モードにしておく、我が家も留守電モードに常にしているのですが、やはりそれだけでも、かなり撃退できるのではないかなと思っておりますので、その辺の周知といいますか、そういったところを力を入れていただきたいと思いますが、御見解を伺いたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えします。

私も実は松田署のほうから聞いて、今、議員が言われてるとおり、留守番電話の常時設定というのは、特殊詐欺対策に非常に有効であるといったようなお話を実は伺いました。これはすぐにでもできる対策の一つでありますので、そういった留守番電話の常時設定というのは、広報ですとか、町のホームページに掲載したいと考えています。

また、広報やホームページだけでなく、ここ2年、コロナ禍で実施はしていませんけれども、毎年、防犯キャンペーンというのもやっておりますので、そういったキャンペーンでの機会を捉えてですとか、消費者の会ですとか、町のゆめクラブ開成、老人クラブ連合会、そういった方々にも、こういったような設定をしておく、事前に被害未然が図られるんだよというような啓発は、あらゆる機会を通じて行っていきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○ 9 番（石田史行）

9 番、石田史行です。ありがとうございます。

警察と、そして関係機関と連携した予防と啓発活動、これがまさに基本ですけれども、これを強化していかなければいけないのかなと思います。まさに特殊詐欺被害ゼロというものを、しっかりとこの開成町が維持していくということが、私は繰り返しになりますが、大切であると思いますので、最初の町長の答弁からも、高齢者だけではなくて、その家族への働きかけ、これも重要であるということでした。まさにおっしゃるとおりであると思いますけれども、では、具体的に、例えば一緒に暮らしているならば、一緒にこの防犯意識を高めることは可能かと思うのですが、例えば、御家族の方が遠方に住んでいるというようなこともあり、一人暮らしの方もいらっしゃると思うので、そういう意味で、なかなか家族への働きかけと簡単におっしゃられましたけど、なかなか難しい課題かなと思うのですが何か具体的にイメージをお持ちになっていれば、ちょっとお示しをいただければなあと思います。

○ 議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○ 防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。

ちょっとお答えになるかどうか分からないのですが、午前中の消防団の質問の中でも、消防庁のほうで、著名人を使って消防団募集の動画配信を無料でと、フリーでというような話があったのですが、同じようにちょっと私も調べてみたところ、警察庁のホームページに、特殊詐欺対策のページがありまして、その中に同様に特殊詐欺対策としてダウンロードできる広報啓発用の動画ですとか、ポスター画像というのがあります。これはフリーでというような形があるので、これはぜひ、今回の特殊詐欺についても活用したいなというふうに考えております。

町のホームページで掲載するとともに、先ほども言いました、あんしんメールですとか、町のLINE公式アカウント、これは登録者も2,500人以上いますので、結構な数いますので、そこからメッセージを発信して、町のホームページを誘導すると、そういったような取組も1つの取組として、若い世代も含めた中の啓発としては有効ではないのかなというふうに考えていますので、こういった取組はすぐにできますので、やっていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○ 議長（吉田敏郎）

9 番、石田議員。

○ 9 番（石田史行）

なかなか家族への働きかけというのは難しいかと思いますが、やはりこの地道な啓発活動、これは多分大変大事だと思いますので、やっていただきたい。効果的な啓発活動の取組を推進するというふうに町長おっしゃいましたけれども、例え

ば、私もちょっと知り合いに、実際に詐欺の被害に遭いませんでしたけども、役場の職員を騙る電話がかかってきたとか、そういう身近な方の事例というものが、ちょこちょこ聞くのです。それはすごくりアリティがありまして、そういう意味で、未遂事例も含めて、うちの町だけではなくて、松田警察署管の1市5町の、いわゆる未遂事例も含めて、こういう事例ですね。その事例というものをちょっと集めていただいて、そしてそれを例えば、今、コロナ禍だからちょっと厳しいかもしれませんが、そういう動画と併せて紹介していくということが非常に重要なのかなと思いますけども、そういった取組は考えておられますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。

動画だけではなくて、ホームページと、あらゆるSNS等を使って、そういったような手口の紹介等も掲示しながら啓発に努めていきたいと思っています。

あと先ほどの警察庁のホームページの動画ですと、全部で8作品がありまして、大体1本が30秒程度のものなのですけれども、例えば、1つのタイトルとしましては、「今こそ家族のきずなで詐欺と闘いましょう」といった動画ですとか、還付金詐欺ですとか、各請求詐欺といった手口を紹介する動画、そういったものも入ったりとか、ポスターなんかですと、タイトルとして、「家族のきずなで勝つストップ、オレオレ詐欺」こういったようなタイトルがついたポスターなんかもありますので、こういったものを有効的に活用しながら、啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

積極的に前向きに進めていただきたいなと思います。紙に、冊子にするという、そういうのも、今はもうそういう時代ではないですから、私の知り合いの高齢者でも、結構動画が好きで、結構電話料金ががーんと請求きて、結構びびったりしている方もいるのですけれども、結構高齢者の方でも、最近、動画を見られる方が増えてきていますので、そういったものを、そういう老人会の会合ですとか、そういったもので通じて、それを流すというだけで、いろいろなものが節約になりますし、やはり目で訴えるというか、視覚で見てもらうのが一番いいでしょうから、やはりそういったところをダイレクトに、高齢者のところに届けるというところを一層やっていただきたいなと思いますが、再度、御説明いただけたらなと思います。

やっていただければ、当然そういう方向でやっていただけるかなと思うのですけども、お願いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

今のお話、参考にさせていただき、ぜひ実践でやっていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

コロナ禍ということで、一般質問の時間も短めにとり、今回は特殊詐欺対策1本で絞りました。

繰り返しになりますけれども、結構、未遂の件数も含めて、結構、たまたまうちの町がなかった。実際に被害がなかったというだけの話でありまして、これは氷山の一角だと思いますので、ここは危機感を持って、特殊詐欺の被害額ゼロという、これを開成町として維持していくためにも、いろいろな、これからかなと何となく感じがしますので、その辺対策を強化していただきたいと思いますが、時間もまだ残っているのですけれども、それをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで石田史行議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩いたします。再開を14時15分します。

午後2時00分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後2時15分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

11番、湯川洋治議員どうぞ。

○11番（湯川洋治）

11番議員、湯川洋治でございます。通告に従いまして、2項目の質問をさせていただきます。

1項目め、サイクリングコースの安全対策を問う。

令和2年度神奈川県から移管されたサイクリングコースは、通勤、通学、ウォーキングやランニング、犬の散歩など様々な方が利用しております。

団塊の世代の方が、後期高齢者となり、ますます健康志向が高まり増加傾向にあります。松並木があり、箱根連山や日本一の富士山を眺めたり、清流酒匂川を見ながらの利用は最高の場所でございます。

しかしながら、コースそのものが狭く、自転車と歩行者の接触事故が起りかね

ないという状況でございます。

自転車に接触された歩行者がなぜか怒鳴られるといった事例もあります。

サイクリングコースの全ての利用者には、一定のルールを設けるべきと考えます。基本的には、歩行者最優先でありますから、自転車の利用者やウォーキング、ランニングの利用者も左側通行とするなど、基本的なルールづくりが必要だと思います。

また、自動車のサイクリングコースの利用は、日の出から日没までと聞いておりますが、果たして利用者はどの程度理解しているのでしょうか。広報等で周知する必要がございます。

移管後は、サイクリングコースの草刈り作業が生じ、今後とも経費はかかり続けます。事故等を防ぐため、この草刈り業務の幅を舗装し、安全対策として、サイクリングコースを拡幅すべきと考えますが、町の見解をお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

湯川議員の御質問にお答えをいたします。

昭和44年、神奈川県は青少年サイクリングを通じて、自然に親しみながら、体力の増進を図るため、酒匂川沿いにサイクリングコースを設置し、無料の自転車の貸出も実施しておりました。その後、社会の変化により、青少年に限らない一般市民や市街化の進展による生活道路化が進み、貸出自転車の利用も著しく減少をいたしました。そこで県は、平成7年3月、名称を酒匂川青少年サイクリングコースから、酒匂川サイクリングコースに変更をいたしました。その後、町は令和2年4月に移管を受けたところであります。

事故等を防ぐための安全対策ということですが、サイクリングコースは、車両通行禁止の交通規制が掛けられた道路であります。

道路は通常、歩行者は右側通行。自転車は左側通行が基本的な考えです。

しかしながら、歩行者保護の観点から、自転車利用者に対して、歩行者注意、ゆっくり走行等の注意喚起の看板の設置により、安全管理に努めているところであります。

歩行者については、右側歩行や複数人で道幅いっぱい広がって歩かない等の歩行マナーの啓発も行っていきたくと思います。

また、利用者に向けてサイクリングコースは、自転車専用道路でも、歩行者専用道でもなく、共用道路であること、そして利用時間が、日の出から日没までとなっていることを併せて周知、啓発のため、定期的な広報に努めてまいります。

サイクリングコースの3メートルへの拡幅については、移管協議が進められる中、町から要望した経緯はございますが、県は物理的に難しいと回答しております。コース脇の松並木の植生からなる、維持管理やコース全体にわたり、天板の広さの確保が困難ということが理由でありました。このことから、サイクリングコースの拡幅は難しいと考えております。

今後も、交通ルールを守った安全な利用の推進に努めております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

それでは順次、再質問させていただきます。

私が、この質問を考えたのは、とにかく毎日私ウオーキングをしまして、とにかくサイクリングコースそのものが狭いと。歩行者と自転車の接触事故を懸念したから、こういう質問を考えたのですけれども、歩行者は右側通行、自転車は左側通行、基本的な考えと答弁いただきましたけれども、通常の道路であれば、当然のこと、そういうルールなのでしょうけれども、この狭いサイクリングコースでは、自転車と歩行者の接触事故を防ぐための、同方向で左側を通行するというのが一番安全対策だと私思っているのです。

これを2メートルの狭い幅の中で、自転車は左、歩行者が右と分けした場合は、自転車と歩行者が鉢合わせをする。そんな危険性があると思うのです。両方ともが左側通行することが一番安全対策だと思うのですけれども、それについて町の考え方を教えてください。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

では湯川議員の質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、2メートル幅の中で、自転車と歩行者が共存しながら利用しているという状況で、御提案の全てが左側通行にすれば安全が確保できるんじゃないかというお話ですが、やはり交通規制、道路交通法に適用しているために、では、危ないから、歩行者は左側通行にしましょうということはいえませんが、そこは看板なり、注意喚起をして、議員が最初の質問でいただいたとおり、歩行者の優先が一番ということで、自転車の利用の方は歩行者がいたら注意をして抜かしていくなりというようなことで、啓発させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

参事の今、答弁をいただいたのは、十分承知するのですけれども、いわゆる酒匂川のサイクリングコースと同じようなコースをインターネットでちょっと検索してみたのです。そうしたら、千葉県の1件、同じようなサイクリングコースがあって、その市では、今、私が申し上げました、全部左側通行というルールを設けて、自転車のルールを決めたり、歩行者のルールを決めたりしたルールづくりをして、ネットに載せているんです。だからこれは幅を見たら同じような幅なのですね。だか

ら、こういうところもあるのだなと思って、こういうふうにしたらいだろうというふうな形で質問しているのですけれども、実際には、本町の開成町だけのサイクリングコースではございませんので、いろいろな市との関係もありますので、一概には言えないと思うのですけれども、やはり自分が歩いていて、なおかつその感じたことを、そのまま申し上げますので、そういうふうにかかしていただきたいという願望を持って質問しております。

現状の堤防の天板は、広いところは五、六メートルあるのですね。狭いところもありますけれども、五、六メートルのうちの二メートルがサイクリングコースですので、これ移管のときに、そういう話が、三メートルというような話があったそうですけれども、いわゆる松並木の植生やコース全体にわたり天板の広さの確保が困難という答弁なのですけれども、私は広いところからでも、開成町だけでもやってほしい。やはりどうしても狭いです。

今のところは神奈川県で草刈り作業をしていますね。堤防そのものは天板が広く感じますけれども、これ時期になってきますと、草がどんどん生えてきて、いわゆるその二メートルの幅がぎりぎりなのですね。そのために五〇センチ、五〇センチの草刈り業務をして、町が負担しているわけですが、それにしても、夏場は相当狭く感じますので、そういうことを防ぐためにも、もしどうしても舗装の部分の拡張が無理だと言うのであれば、例えば一つの案として、センターラインを引く、矢印をつける、そういう考え方は持っておりますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

湯川議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに全長が全て二メートル幅ということではないということは理解しています。

また九十間土手というか、水辺のサッカー場の横辺りから榎下浄水場辺りまで行く部分については両幅も極端に狭いところ、あるいは金井島付近でいきますと、管理用道路並走していて、広げるにも広げられないエリア、あるいは湯川議員の御自宅の辺にいと、松並木がずっとあるというような状況。

おっしゃったとおり、南足柄市と小田原市と二市一町で管理で移管を受けたわけですが、先にも述べましたとおり、町としても本当は三メートルぐらいに広げてほしいという要望をしたところですが、県の見解としては、それはできないという回答でしたが、それに対して、センターラインをつける、矢印をつけるというのは、ちょっとセンターラインはちょっとなかなか難しいことだと思います。矢印については、できることであれば要望をして、あるいはこちらでつけていいのかというようなお話を伺って、許可が得られるようであれば、参考にさせていただいて、前向きに検討したいとは思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

ぜひ、いずれかの矢印のセンターライン等も、できる限りのことを検討していただきたいと思います。

サイクリングコースとなっておりますけれども、あくまで歩行者が優先なのですけれども、中には、サイクリングコースだからといって、自動車が優先と考えている方もいるかも知れないのですけれども、一番危険なのは、自転車に速度制限がないですよ。ですから、まるで自分が競輪選手のような人もいます。これは歩いていて、どきっとするときもあるのですよ。自転車というのは、音もなく近づいてきますので、同じ方向に進んでいると本当に危険ですね。

結構高齢者の方もウォーキングしているのですけれども、私は、自分が高齢者に入っていますので、真っすぐ歩いているつもりだけでも、やはり斜めに行ってしまうたりするケースはたまにあります。そのときに後ろから自転車が来た場合には、完全にこれは接触するのです。なぜ接触するかっていうのは、やはり自転車のマナーが悪すぎるんです。やはり、追い抜くときには、自転車が通りますよとか、ベルを鳴らすとか、声かけとか、そういう周知を、自転車の人がしてくれないのですよ。黙ってすつと行くから、やはり危ないのです。その辺は、啓発活動もするというふうになってはいますが、サイクリングコースを見ていると、看板がすごく小さいのです。要するに、そこにぼつんと小さな30センチぐらいの幅の注意書きがあるだけで、本当にみんなに周知されているのかなというふうに思うときもあります。

その辺は、周知対策というのは、もう一度参事のほうからお願いできますか。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

今、御指摘のとおり看板が目立たないということであれば、周知喚起用の啓発用の、手作りのものになりますけれども、その辺は周知していきたいと考えています。

自転車のマナーが悪いということですが、自転車が通るたびに、ずっと警笛鳴らしていくというわけにもいかないと思いますので、その辺はやはり歩行者を見かけたらスピードを落とすとか、その辺の注意喚起はしていきたいと考えています。

また、サイクリングコースという名称だから、勝手にサイクリング専用道路であるみたいな主張をされる方がいたりするので、その辺の広報的な、これは歩行者も自転車も使う道路だよというようなことはPRしていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

もう1点ちょっと伺いたいんですけれども、いわゆる利用が、日の出から日没ま

でというふうに、県から引き継ぐときにそうなっていると思うのですけれども、いわゆるこれは、歩行者も自転車も、この利用は日の出から日没までなのですか。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

酒匂川サイクリングコースの利用時間は、パンフレット等に書いてございますが、そもそもその利用の時間は日の出から日没までで、歩行者も該当します。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

私も反省をしようと思っています。いわゆる私5時から、5時に起きて、日の出前から歩いているのですよ。これは本当は歩いてはいけないのですね。分かりました。

このサイクリングコースは、町民にとって、本当に憩いの場でありますので、これからも安心・安全なコースであってほしいと期待しまして、質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

何かございますか。

教育長。

○教育長（井上義文）

御質問のほう、終わってしまったのですが、すみません。私から一言。

私もサイクリングコース大好きなものですから、開成町の自慢な場所、ルートだというふうに思っています。いかんせん、道交法の縛りを受けていると。ここがかなり大きなところかなと思っております。

私も、すごく利用者なものですから、両脇50センチは、私よく散歩で歩くようにしています。ひぎにやわらかい、ひぎに優しいというような思いでやっていますけれども、すみません。何も答弁になっていませんが、これからも管理に務めたいと思っております。ぜひ利用してください。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員、質問はありますか。

○11番（湯川洋治）

終わりです。

○議長（吉田敏郎）

結構ですか。

○11番（湯川洋治）

続きまして、2項目め、ごみ処理広域化の現状状況と今後の展望について質問いたします。

本町は、平成3年4月に一般廃棄物の共同処理を行う目的で、山北町と足柄西部清掃組合を設立し、平成4年10月に足柄西部環境センターの建設に着手、平成7年7月から焼却施設として、粗大ごみ処理施設として本稼働しております。稼働から26年が経過し、施設の老朽化が進み、整備費用の増加の一途をたどっています。

また神奈川県は、平成10年に神奈川県ごみ処理広域化計画を策定し、県西地域2市8町を1つのブロックとして位置づけております。

このような状況を踏まえ、足柄上地区では、ごみ処理の効率化と、現有施設の老朽化に対応するため、先んじて1市5町を枠組みとする「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」を平成31年4月に設立しました。

その計画期間は令和2年度から16年度までの15年間としていますが、その検討内容、進捗状況について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

湯川議員の御質問にお答えします。

まず、ごみ処理の広域化については、委員御案内のとおり、「あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議準備室」において、足柄上地区1市5町のごみ処理広域化全体の検討を行っております。

その検討内容としては、ごみの減量化、資源化の目標の設定や、足柄上地区内における既存焼却施設の跡地利用の広域ごみ処理施設の建設に関し、調査検討を行っております。

令和2年度には、ごみ処理広域化の足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針を策定をいたしました。

足柄上地区のごみ処理広域化に向けた基本的な考え方や目指すべき指針を定めることを目的としております。

この業務方針では、SDGsの考え方に基づいた次世代のための持続可能な地域社会の構築に資するごみ処理システムを目指すことを基本理念に置き、広域化によるごみ処理の考え方を示しております。

具体的には、ごみの減量化・資源化に向けた計画、収集・運搬に向けた計画、中間処理・最終処分計画、人口の将来予測、ごみ排出量及び処理量の将来予測、新可燃ごみ処理施設の整備計画等となっております。

足柄上ごみ処理広域化に係る概算事業費等を算出するとともに、処理方式は実施主体等の検討を進め、国からの支援を受けるための地域計画の策定に取り組んでおります。

焼却施設を集約後、既存の焼却施設の跡地活用についても、不燃・粗大ごみ処理施設や資源化施設の整備を基本に検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

それでは順次再質問させていただきます。

まず、この施設の建設場所について伺います。場所そのものは、既に決まっているということによろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

建設候補地の関係でございますけれども、大変恐縮ですけれども、大変デリケートな問題でありますので、現段階においては公表することは差し控えさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

ただいまデリケートな問題ということで、公表はできないということなのですが、これは開成町に造るのであれば、開成町のここですと、開成町の一員として言えるのですけれども、他町、他市に造る可能性がありますので、そこは私もその辺で止めておきたいと思えます。

次に枠組みについて伺いますけれども、当初、2市8町の1つのブロックとして位置づけられていたのですけれども、1市5町の枠組みで準備室が設置されています。これは確認なのですけれども、南足柄市、開成町、松田町、大井町、山北町、中井町の1市5町でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

構成町としては、議員おっしゃるとおりでございます。

1点、ちょっと整理をさせていただきますけれども、経緯がございまして、最初足柄上地区では、現有施設の老朽化の対応として、足柄上地区ごみ処理広域化に関する協定書、こういったものを平成14年の3月に結んでおります。その後、足柄上地区資源循環型処理施設整備調整会議の中に、足柄上地区資源循環型処理施設整備準備室を設置しまして、ごみ処理広域化に向けた検討を開始いたしました。民間事業者による広域ごみ処理プロジェクトや、小田原市、南足柄市、中心市の在り方に関する任意協議の開始に伴いまして、2度にわたりまして業務を縮小いたしました。足柄上地区でのごみ処理広域化推進の必要性が高まってきたことから、改めて平成31年4月に、足柄上地区1市5町を枠組みとする足柄上地区資源循環型処理施設整備準備室を再開し、現在に至っているというような経過で、議員おっしゃられるとおり、この1市5町でこの枠組みでやっているという形でございます。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

ありがとうございました。細かく説明していただきまして、大分理解できました。

次に、施設の建設時期についてちょっとお伺いしたいのですが、現行の山北町の西部清掃組合の施設は、この4月で丸27年となりますけれども、老朽化があって、1日でも早く新しい施設の完成と思いますけれども、計画期間が令和16年度ということでございますけれども、建設時期についてはどのような考え方を持っているのかちょっと御説明願います。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

こちらの計画でございますけれども、施設整備の基本計画の策定諸々については、令和3年度から令和6年度にかけて、この今申し上げた施設整備基本計画の策定であったり、生活環境調査工事発注のための要求水準書作成、こういったことを予定をしております、令和7年度から建設工事を行うということで、これは先ほど議員おっしゃられました、足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針の中で位置づけとして、こういうか計画で進めていこうという形で方針を定めているものでございます。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

令和7年ということで、時間が大体もう今、あれですから、16年の間の7年ということですから、順調にいつているところは、順調にいつているとは思いますが、できる限り早め早めにお伺いしたいと思います。

この施設の規模について伺いたいのですが、今、西部清掃組合では、ごみ処理の焼却能力というのですか、これは大体1日当たり50トンというふうになっておりますけれども、新しい施設については、どの程度の規模なのか教えてください。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

施設の規模でございますけれども、これただ今ちょっと申し上げました施設整備基本計画、これを今後決定していくわけでございますけれども、この中には焼却施設と、あと余熱利用をしていったらどうかといったところで、抱き合わせの施設を考えるパターンと、焼却施設のみのパターンとございまして、そういったところをいろいろ検証をして、よりよい形でやっっていこうという検討を重ねております。

1点気がかりなところが、国の方向性としては、焼却施設等余熱利用、そういったところを一体化したものに対しては補助をしてこうといった縛りがございまして

で、なるべく補助金を使いながら、よりよい施設ができることを検討しながら、現在進めているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

今、部長のほうから補助金のお話が出たのですけれども、この施設を造るに当たっての国の補助金というのは、どの程度か、分かる範囲で結構です。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

ただいま申し上げましたけれども、補助対象となるための経費が、まずいろいろ細かく決まっておりますので、仮に補助対象となっている経費の総額に対しまして、3分の1は国庫補助が適用されるというような内容となっているということでございます。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

3分の1補助ということで、了解しました。

次に、費用負担について伺います。午前中の同僚議員の質問にもあったのですが、いわゆる本町では、住民の出すごみのルール、これが県西地域ではトップクラスにあるのだということで、ごみに対しては相当の神経を使って町としてやっているわけですね、町として。維持・管理についての費用負担なのですけれども、よく広域的なことであると、いわゆる均等割とか、人口割とか、そういう名前が出てくるのですけれども、これだけ人口が伸びていますので、開成町は一生懸命人口を伸ばして、開成町はごみを一生懸命少なく出そうとして努力をしているにもかかわらず、人口割ということは絶対ないですよ。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

負担の考え方でございますけれども、この考え方については人口割、均等割、あと処理量割、様々な観点ございますので、この辺はいろいろなケース、焼却炉の他施設の状況であったりとか、一般的に広域行政でやった場合の分け方であったりとか、そういったことが色々ございますので、それは今後順次決めていく内容であろうというふうに考えております。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

今、部長のほうから処理量割ですね。要するに申し込んだ分だけの割合で案分し

ていこうということなのでしょうけれども、まずちょっと話は別になりますけれども、先ほど申しましたように、人口割というのは、消防の関係でも、そのようなことが出ましたね。人口割というのはちょっとまずいのではないかと思いますので、ここはしっかり頑張ってくださいと思います。

次に、運営組織についてちょっと伺いたいのですけれども、この施設ができたあかつきには、これは委託でやるのか、現行やっているような一部事務組合方式を取るのかというのはどちらですか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

議員御承知のとおり、こういった広域でやる場合は、事務委託方式と一部事務組合、そういった方式がございますけれども、委託事務方式ですと、これは普通地方公共団体の事務の一部の管理執行をほかの普通地方公共団体に委ねる制度。最近ですと、小田原斎場、小田原市さんのほうに斎場事務のほうを委託しているといった例がございますけれども、そういったもの。それと一部事務組合方式といたしましては、地方公共団体がその自分の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体といった形で、これは現在の西部清掃も、こういった一部事務組合になってございますけれども、この2つが考えられるといったところでは、今年度の執行者会議でも一部事務組合方式でいったほうがいいのかといったところまでは決まっております。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

分かりました。多分一部事務組合でいくと私も思っています。

次に、最終処分場について伺いたいのですけれども、西部清掃組合での最終処分場というのは、委託して長野県に持っていつているわけですがけれども、この新たな施設についての最終処分場というのは、これはどこの場所になるのですか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

議員御心配のとおり、最終処分場は一体どこになるのだろうと、最終的に。そういったところもございますけれども、現段階では、そういったところまでの議論は到達しておりませんので、その手前の現在稼働している焼却施設であったりとか、そういったところの跡地利用であったりとか、そういったところまでを、やはりみんな考えていこうというところでございますので、最終的には最終処分場をどうしていこうかという議論にも至ると思いますけれども、現段階ではそこまでの話には至ってないというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

分かりました。私も質問いろいろ考えたのですが、大分時間はまだあるの
んですけれども、令和4年度のこの施設に対する会議の流れをちょっと説明してい
ただけますか。

○議長（吉田敏郎）

令和4年度までの、都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

令和4年度の広域で何をやっていこうかという部分の御質問だと思うのですけれ
ども。

○議長（吉田敏郎）

この事業は4年度でどういった。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

すみません。失礼いたしました。

令和4年度につきましては、現在広域で地域計画という計画を、1市5町でこう
いったまとまってこういったものを行っていきたいといった地域計画を現在検討し
てございますので、そちらのほうの計画を、より深度を深めていろいろと、という
ことでは、1市5町で同じ方向で考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

この施設の会議内容というのは、なかなか公表されないものですから、我々もよ
く分からないので、私、この一般質問でさせていただいたのですけれども、ある程
度情報提供を、今後随時、議会のほうに与えていただくと、非常にありがたいと思
います。ごみ処理施設については、全ての町民の社会的基盤であり、絶対に欠かせ
ないものでございますので、1日も早く、足柄上地区の資源型循環施設ができるこ
とを祈りまして、私の質問も終わります。

○議長（吉田敏郎）

これで湯川洋治議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を15時5分といたします。

午後2時49分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後3時05分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

3番、武井正広議員、どうぞ。

○3番（武井正広）

皆さん、こんにちは。本日最後の一般質問となります。3番議員、武井正広です。
それでは、通告に従いまして、1つの質問をさせていただきます。

本町の子育て環境の整備について。

令和2年度の国勢調査によれば、本町の人口増加率7.7%は、県内で1位、全国で16位です。年少人口14.8%も県内1位です。この結果は長年のまちづくりの成果であり、喜ばしいことではありますが、最近では共働き家庭の増加や幼児教育無償の影響があるのか、保育所の待機児童が発生しています。令和3年4月で9名。保留児童は19名です。

第五次開成町総合計画の「未来を担う子どもたちを育むまち」の中では、待機児童対策についての計画が示されていますが、早期に対策し、子育て環境を充実させる必要があると考えます。また、子育てするときに重要視される公園も、本町では大小46か所も設置されていますが、駐車場は遊具が設置され、子供も親も楽しめる公園が少ないとの声があります。今後も駅前通り線周辺地区土地区画整理事業などにより人口増加が見込まれ、それに対応し、安心して楽しく子育てができる環境を整えることは、本町の今後のまちづくりにとっても極めて重要であると考え、次のことを問います。1、町内における待機児童の現状とその対策は。2、放課後児童クラブの5、6年生受け入れ検討の状況は。3、子育てで利用しやすい駐車場や遊具を備えた質の高い公園づくりを目指す考えは。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

武井議員の御質問にお答えをいたします。

第五次開成町総合計画では、「いつまでも住み続けたいと思えるまちづくり」を基本姿勢として、「未来を担う子どもたちを育むまち」の実現に向け、持続可能なまちづくりを進める上で、高齢化が進む中でも子育て世代の方々に移り住んでいただけるように、子育て支援や教育環境の充実に注力しております。

この計画を目標に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第二期開成町子ども・子育て支援事業計画」を、人口推計、現状分析やアンケート調査等を基礎資料として策定し、保育所や放課後児童クラブをはじめとする子育て支援体制の総合的な整備に努めております。

それでは順次お答えをいたします。

1つ目の町内における待機児童の現状とその対策は、についてお答えをいたします。

開成町では、これまで保育所入所希望者の増加に伴い、町内にある保育所の定員拡大や近隣市町との広域調整などにより、待機児童対策をしてきました。

開成町の保育所待機児童数は、平成29年度に南地区に1園新設したことで、平成30年度には待機児童はいませんでした。平成31年からは毎年1桁台の待機

児童が発生をしております。特に開成南小学校周辺のみなみ地区の保育ニーズが高まったことが要因と考えられます。

そのため、第二期開成町子ども・子育て支援事業計画期間である令和2年度から令和6年度において、小規模保育事業所の新規開設や認可保育所の新設を念頭に定員を順次増やしていく計画をしておりましたが、早期に待機児童を解消するため、令和4年4月に、既存保育園の定員を56名増やす方針で増築工事を進めているところでもあります。

これにより、令和3年4月に9名あった待機児童は、令和4年4月はいない見込みであります。

2つ目の放課後児童クラブの5、6年生受け入れ検討の状況についてお答えをいたします。

児童クラブは、児童の保護者等が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るための事業であります。

開成町の実施状況であります。開成小学校区は、既存の民間施設、及び開成小学校内で合計120名の定員で実施をしております。

開成南小学校区は、南部コミュニティセンターと、開成南小学校内合計80名定員として実施をしております。受入体制は小学校4年生までとしているところでもあります。

放課後児童クラブの利用人数は、令和3年度225名、令和4年に231名、保育園同様、年々増加傾向にあります。

第二期開成町子ども・子育て支援事業計画内に、定員を40名増の計画となっており、令和4年7月に開成南小学校敷地内に学童保育施設の開設を予定しております。

令和4年度においては、現在のところ、開成小学校区は定員120名に対して、104名、開成南小学校区は定員120名に対して、125名の利用申請が来ています。定員を超えて柔軟な受入れを行っているため、待機児童は発生しない見込みであります。

第二期開成町子ども・子育て支援事業計画では、5、6年生の受入れについて、段階的に検討するとしております。しかし、利用規模人数が見込みより多いことや、開成南小学校区については、今まで2か所で実施をしていた放課後児童クラブを令和4年7月から新設、施設1か所での運用を開始するため、現時点においては、高学年の受入れは難しい状況にあると考えております。

最後に3つ目の子育てで利用しやすい駐車場や遊具を備えた質の高い公園づくりを目指す考えは、についてお答えをいたします。

開成町では、自然と調和した潤いのある都市環境を形成し、利便性や快適性の高いまちづくりを進めるため、町民の憩いの場となる公園の維持・整備を進めております。

公園は、目的や用途等により様々な種類があり、その目的等に沿って面積的な規模、周辺環境に合わせて整備を進めてきましたが、現在、町内各所に大小46か所の公園があり、大型の遊具や水遊びができる親水水路など、それぞれ特徴を持っているところがあります。

御質問の公園の駐車場について、町外から広域の利用がある開成水辺スポーツ公園や、目的に防災が含まれる、中家村公園等に整備をしておりますが、これ以外の開成駅前公園や、南中央公園などは、公園の近隣に居住する方の利用を想定しており、駐車場の整備はしていません。また現在のところ、新たに整備する計画もありません。

次に、遊具については、町内の20か所に基本的なブランコや滑り台のほか、大型の複合遊具、スプリング式の遊具など71基を設置しており、砂場も7か所に設置をしております。

遊具は、町内各所の公園に設置しており、各公園の魅力について、町ホームページ等による情報発信を図ることで、利用者のニーズに対する一定のマッチングは果たせると考えており、現在のところ、新たに遊具等を整備する計画はございません。

公園は地域のものであり、子供から老人まで気軽に立ち寄り、安心して運動、散歩団らんや休息など、誰もが楽しめる場所として、今後も利用の増加を図っていくため、安全・安心な維持管理を行ってまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。一定の答弁をいただきました。

それでは、再質問をさせていただきます。

待機児童対策と放課後児童クラブの高学年受入れについて、今の答弁を伺うと、非常に場当たりの対応で理解しにくいところがあります。

まずは待機児童の現状とその対策についてです。先ほどの答弁では、小規模保育事業所の新規開設や認可保育所の新設を念頭に、定員を順次増やしていく計画としていたが、早期に待機児童を解消するため、令和4年4月に既存保育園の定員を56名増やす方針で増築工事を進めているということです。

町は、第五次総合計画や、第二期子ども・子育て支援計画において、令和3年4月に小規模保育施設の新設を目指し、令和5年4月に新設こども園もしくは保育所の新設を目指すとはったはずですが。

計画どおり令和3年に定員20人以下の小規模保育事業所を新設し、令和5年に計画どおりにこども園もしくは保育園を新設すれば当面の待機児童対策ができたのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに基本計画の中では、そのような形で考えてはいたのです。駅前通り線の事業を着手したということの中で、将来的に開成町の人口をさらに今から10年先まで増やしていく、その中にさらにその内訳として、お子さんたちがいる若い世代に移り住んでもらえるようにしていくということの中で、保育所はこれからさらに足りなくなる。現実的には今も目先のこととして待機児童が出ているという現実があって、そういった中で、計画より現実に即したことをまずやっていくことが大事なのかなという中で、既存の保育園が56人、先ほどお話しましたが、増設するというのを決断していただいた中で、それが一番早く待機児童解消するということになりましたので、そのような方向に方針変換をして、今現実的には、今年4月から待機児童がゼロになるという見込みに今なっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

計画はあったけれども変更して、とりあえず対応したということですが、それでしたら行政における計画とは何なのでしょう。

今回このことに関しては、町の最上位の総合計画、そして子ども・子育て支援の基本となる子ども・子育て支援計画において、しっかり先ほど私が述べたことが明示されております。この具体策が今回全く行われなくて、こういった形になったというのは何なのでしょう。このような施設を新設するためには、補助金の申請なども考えて年単位の時間がかかると思います。行政における計画とは何なのでしょう。今このいる場所、庁舎建設は全て計画どおり進んだと考えておるのですが、町長いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、最後の庁舎建設が全て順調に進んだという話がありましたけど、なかなかそういう現実的な話ではないと私は思っています。

まず、計画をつくる段階で、つくるまでの準備があるわけです。その計画をつくるのに、いろいろな調査をしたり、町民説明会をしたり、庁舎の今、話をしていますけれども、そういう段階を経て、ある程度計画ができ上がって、計画ができ上がっても、なかなかそれは議会の皆さんの承認、町民の皆さんのいろいろな要望の中で、計画を変更していくことはあります。大枠の計画はできるのですけれども、その最後にいろいろな要望があるわけですので、そういう中でいろいろ変更しながら変更しながら、庁舎建設においてもここまできたということで、それは学童保育、また保育所についても、私は同じだと思って、その時々確かに計画の中で、そのような方針はあるのですけれども、その状況によっては変えていく必要があるのか

など。それは町長の決断の中でやっていく話です。

特に駅前通り線に着手したということはすごく大きなことで、総合計画の中で、そういうことを考えながら保育所を考えるという計画にはなってなかったはずですが、その当時は。ですけれども、駅前通り線という大事業へ着手して、これが10年間、人口をさらに伸ばしていくんだという中において、今現状の待機児童が出ていることをまず解消して、その後、長期的なものとして、また保育所やその在り方について考えて、その第六次総合計画がこれからつくっていくわけで、それに連動して、第三期の子ども・子育て支援事業計画を併せてつくって、ここでちょうど昨年ですか、国勢調査の結果が出ました。そういうのも含めて、今までのこの3年間で、この子育て計画の計画と実態があっているかもどうかを検証しながら次の計画に考えていく必要があると思う。そういうのを含めて、この次の長期計画の中に、それはきちんと調査しながら盛り込んでいくということで、確かに短期の中で計画の中でずれはありますけれども、それは微調整しながら、毎年毎年やっていくことだと私は認識しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

駅前通り線があるから、始まったからということ町長おっしゃっていますけれども、それでは令和5年4月に、新設こども園もしくは保育園について、昨年、駅の東口方面で計画され、地元地域の方々の様々な意見もあり、見送りになったと聞きましたが、これについてはどうなのでしょう。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

駅東口の件については、これ駅東口の町有地、これが以前からの有効活用について、様々な御意見いただきながら、これどういう活用したらいいのかということも含めて、私は駅前通り線が着手した以上は、待機児童がこれからもさらに出るだろうから、あそこを有効活用しながら、保育園ができないかということで動きをしたのは事実です。

現実的にその前に既存の保育園が増設をしていただけるということで、待機児童なしでも今の時点では済むということの中で計画変更させていただきます。これは先送りという形にはなると思うのですけれども、これは第六次計画の中できちんとまた位置づけをしていきながら進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今までの町長の答弁を伺っていますと、ますますこう理解できなくて、行政の進め方というのはどうなのかなと感じるところはあります。

駅前通り線が中心になることはこれは分かります。それをやはり今後やっていかなければいけないことも分かりますけれども、計画変更してこうやったのだけれども、令和5年4月もこう考えていて、それは頓挫したと。あまりよく分からないところが正直あります。

ただ、今日はちょっと時間が少ないので、ここはさておきまして、要はこれだけしっかり計画したことなので、しっかり進めていただきたいし、今回の保育所の定員増に関しても、民間保育所の閉園する分園は、定員30名。それから増設する保育園は56名の増員です。そう考えると差し引き、実際に26名と私は考えるのですが、先ほどの答弁では、令和4年は待機児童が解消できるとの話でしたが、果たしてこれで何年もつのでしょうか。近隣の自治体の保育園の中でも、最近では他町から受けにくいような話も聞きます。

先日町が公表した駅前通り線周辺地区土地区画整理事業、先ほど町長がずっと言っておりますが、将来構想のイメージ図を見れば、高層マンションの姿も見えます。このような形に実現をしていけば、駅前の大きなタワーマンションらしきものを見ても子供が増えるでしょう。あれだけだつて何百世帯。今から計画整備をしっかりしていかなければいけない。第六次という話は先ほど出ましたけれども、この辺りはどうなのでしょう。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

なかなか計画どおりにいかないということは、現実的なこととして、今、国の動きも、こども家庭庁というのがこれからでき上がって、その動きがどのようになるかと。これから、今言われたように保育所のハードだけの整備だけでは済まない。支援センターほか、子供に関わる様々なことが、ソフトの部分も含めて大きく国も含めて変わろうとしているときであると私は認識しています。それに、これからの計画などをきちんと反映できるようにしていくというのはすごく大事なことだと思います。

なかなか残りあと3年で、前期第五次総合計画が終わりますけれども、12年前に計画したことと、なかなかそれに合うように、スムーズに行くことはなかなかないので、前期、後期6年ずつに分け、さらに3年ずつのローリングをしながら、さらに毎年それが進んでいるか進んでいないかをやりながら、11年今、まだ10年か、来ていると思っています。そういうのを修正、修正をしながら様々やっていくことがありますし、今回特に国の動きの中で、それが大きく変わろうとしている中で、ここで一度立ち止まって、今後の開成町の子育て、教育の在り方についてきちんと議論しながら、次の計画に反映していくということがすごく大事な時期だなというふうに私は今認識をしています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

先ほどの質問の中で1つあったのは、実質26名増員と考えると、一体今この状態で待機児童に対しては何年もつのでしょうか。ここを担当のほうで構いませんのでお答えください。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

定員が26名増えたことで何年もつかという御質問でございますけれども、そこについては、何年という答えはお答えできない状況です。

ただし、コロナという状況もございまして、質問とはちょっと違うので、すみません。今回のコロナの感染症がございまして、雇用の状況も非常に不安定になって、また小さいお子さんを持つ親御さんが育児休暇の延長等を行うという中で、状況がかなり通常の計画とは、変わってきているというのは承知していただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

もちろんコロナの状況は分かっておりますので、ただ、この先ということを当然計画していかなければ、目先だけで対応できる問題ではないと思いますし、ましてや新しい人たちを受け入れる、子育てをしっかりとさせていただく、安心していただくということではすごく大切なので、しっかり計画を立てて、待機児童が出ないような体制をぜひつくってください。

教育のまち開成として、子育て環境、子育て支援、町の根幹に関わる大事なことです。本当にしっかりやってください。

それでは続きまして、2つ目の質問に移ります。

放課後児童クラブの5、6年生受け入れ検討の状況は、いわゆる学童についてです。

まずは開成南小学校、校庭内に学童が新設され、今年7月から稼働することについては、新たなしっかりした受皿が完成して喜ばしいことです。

しかし、最初の答弁では、第二期子ども・子育て支援事業計画では、5、6年生の受入れについては、段階的に検討することとしているとなっていましたね。

しかし、利用希望者が見込みより多いことや、開成南小学校区については、今まで2か所に分散していたものを、令和4年7月から新設施設1か所での運用を開始

するため、現時点においては高学年の受入れは難しい状況にあると考えている。これも少しおかしいのではないのかなと思うのです。

希望者が多い。しかし2か所を1か所にしたから受け入れられない、難しい。コロナ禍ということは理解しております。それだったら2か所のままだったら、高学年を受け入れられたのでしょうか。いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

私のほうからお答えさせていただきます。

2か所だったら、大丈夫なのかというお尋ねですけれども、今まで2か所でやっていたいろいろな問題があったから、開成南小学校に合わせて、1つ皆様方集まって、拡幅をさせていただくという決定をさせていただいたということですね。

実際に事業を行っていただくのは委託先の法人です。法人についても今までノウハウはいろいろ持っておりますけれども、何しろ新しい施設で2か所の子供たちを一手に集めて、新しく学童保育を始めるところから考えると、すぐに5、6年生を入れてどうのこうのというふうにならないというふうには感じております。

法人のほうでも、どのような形で行っていくか、今後試行錯誤して、体制を整えるためには、ある程度の時間は必要であるというふうに思っております。

ですから、すぐに5、6年生が入れるかどうか、とりあえず4年生まででいっぱいである。

また、利用状況についても今後どうなるか、先ほどコロナの話もありましたけれども、まだ不透明な部分もあるところを考えると、しばらく様子を見させていただきたい。決して5、6年生を排除しようというつもりはございませんし、できれば入れてさし上げたい。どれぐらいの利用者がいるのかもまだ分かりません。私どものほうでは調査をしているわけではございませんから、ですからそのような状況を勘案しますと、今すぐにできるものではないのだろうなというような判断をさせていただいたということで御理解いただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

具体的にしばらくというのは、どの程度と考えればいいのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

先ほど保育の話も出ましたけれども、第六次の総合計画、3年後、2年後ですか。策定する中で、次の12年間の開成町の人口推計、国調ベースのもの、また、先ほ

ど出ました駅前通り線の状況、それによる社会増、あるいは小さいお子さんを抱えるお父さんお母さんが入っていただいたことによる自然増、そのような状況を勘案して、どれぐらいお子さんが増えていくのか、対象となる方が増えていくのかについては早急に再計算をしなければいけないと考えています。

ですから、先ほど議員がおっしゃったように、今後伸びていくだろうというのは推測できます。しかしどれぐらい必要なのか、どれぐらいのものを私どもが建てればいいのかについてはまだ不透明と言わざるを得ない。その辺の数字を、この一、二年で固める時期であろうというふうに私どもも思っております。その辺を踏まえて考えさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今の部長の答弁ですと、第六次そうすると3年後以降というふうなニュアンスをつかんだのですが、コロナ禍ではありますけども、できるだけ早くお願いします。様々な環境に置かれた御家庭、そして子供たちにとっても心のよりどころにはなるのではないかと思います。希望も多いということですから、ぜひ進めてください。

そして学童についてもう1つあります。

本年度まで対応されていた一時預かりという仕組みが、来年度からはなくなると聞きました。器の整備はもちろんです、今まであったものがなくなるというのはどうなのでしょう。このようなソフト面での充実も大切なことだと思います。

近隣の自治体では夏休みだけでも一時預かりできるような学童もあると聞きます。

コロナの終息が見通せない状況で、学童を運営されている関係者の皆さんは大変苦労されているとは存じますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

お答えをさせていただきます。

一時預かりにつきましては大変評判もよく、町民の皆様方に御利用いただいていることは承知をしています。ただこれは国のほうで、保育の中で行っているというように制度的なものではございません。御承知だと思いますけれども。あくまでも委託先の法人が、言葉は悪いですが、サービスで行っているような、そういう形で行っているものでございます。

私どもとしては、夏休み中とか一時預かり行っていただきたいなというような希望は、それはございますけれども、先ほどお話ししましたように、建物の大きさなり、あるいはお子さんの状況によって、どうしてもやってくれというようなお願いができるかどうか、そこについては今後の調整にかかってくるのかなというふうに思っています。ですから、町サイドとして一時預かりをぜひやってくれ、やってい

ただかないと困るんだというようなお話はちょっとしにくいところはあるかもしれませんが、できるだけ法人のほうの協力をいただければありがたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

一時預かりについては、評判はいいけれども、民間の学童が、ある意味サービスでやっていることだから町では直接何とかしてくれというふうには言えないというような答弁だったと今認識しましたけれども、開成町の学童というのは、ほぼ民間1法人に近い形で運営されていると考えております。

ですから、そういうことを踏まえた上では、もう少し対応というものを考えていかなければいけないのではないのでしょうか。町内の保護者には、ある意味選択肢はそこしかないわけです。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

お答えいたします。

おっしゃられるように現状では、保育を行っていただいている法人は1つだけということになります。ただ今後は、先ほどからお話があったように、お子さんのまず数がどうなるかという状況はありますけれども、その中で現在の法人さんが、そのまま開成町に1つだけで済むものなのかどうか。法人さんのほうの都合もあるでしょうし、あまりにも多くなればほかの法人さんにもお願いをすることも考えられる。

そのところは現在の状況では見えませんが、議員さんがおっしゃっているというのは、ずっと歴史的にやっていただいている1法人ですから、そのところを踏まえてお願いできないかというようなニュアンスというふうに私は捉えましたけれども、それを踏まえても、今後の状況を考えれば、その法人さんだけにおんぶにだっこというのはなかなか難しいのではないのかなというふうに感じてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

それでしたら様々な形で、いろいろ町としても進めていってください。評判がよかったということですから、なくなってしまったわけで、子供たちというのは日々1日1日成長し、そして保護者の方たちもその中で生活をしているわけですから、これがまた第六次とかそういうわけにはいきませんので、それはいい方向に持っていくような形で色々検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。い

かがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

お答えいたします。

最終的には、お子さんを抱える親御さん、あるいはお子さん本人か、どういうふうに思われるか、考えられるか、あるいは一番いい方向に持っていきたいというのは、それは同様だと思っていますので、私どもも最大限努力はさせていただきというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

ぜひよろしくをお願いします。

さて続きまして、次の質問に移りたいと思います。子育てで利用しやすい駐車場や遊具を備えた質の高い公園づくりを目指す考えは、についてです。

ある民間不動産会社の調査によりますと、ママたちが子育てする環境で最も重視するのは公園だそうです。

最初に述べましたが、本町の公園は大小46もあります。私たくさんあっていいなと思っておりました。しかし、子育て世代の何人かのお母さんと話してましたら、「武井さん、何言っているんですか。公園はたくさんあるけれども、数だけで子育てに使いつらいのです」と、こう言われてしまいました。

例えば、小さな子供を車で連れて、同じような年代が集まって遊べる公園でありますか。ある程度の大きさに考えると、駅前第1公園や中家村公園、松ノ木河原公園、南中央公園、どうでしょう。車を二、三台止められるのは、中家村公園と松ノ木河原公園だけではないでしょうか。しかも遊具はどうかというと、中家村公園、南中央公園はほぼなし。駅前第一公園、松ノ木河原公園が少し。水辺スポーツ公園ぐらいでしょうか。それでも、遊具に関してはあまり評判がよくありません。

要するにちょっと車で行って、子供たちを遊ばせておいて、お母さんたちがコミュニケーションを取れるようないい感じの公園がないということなのです。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

公園については議員おっしゃっているとおり、数についてはある程度足りているだろうというところがございます。それについては、私もそういうふうに考えておりますけれども、ただ、その遊具自体が不十分、また、施設的に駐車場がある公園

については少ないというところでございます。これについては町長答弁があったとおり、全ての公園について、全ての施設をある程度網羅していくということは、これ難しいことかなと思っています。

その中で公園の設置の目的、また利用者の想定等しながら、適切な点在となっておりますけれども、そういったような整備を進めてきたというところでございますので、全く利用者のニーズにそぐわない公園が一つもないということではなくて、そういったニーズに対してある程度マッチングできるような情報発信を進めていくというところに今努めているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

マッチするように情報発信で何とか合わせていきたいということですが、現にちょっと車で行って、ちょっと遊具があって、子供たちが飽きなくて、お母さんたちが近隣というか、町内にいろいろなお母さんたちが集まって、そこでコミュニケーションを取れるという場所は少ない、ないというのが現状であることは間違いない。

だから、新たに造ってくれとか、そういう話ではなくて、今ある公園の質を高めていったらどうなのでしょうかとということです。

仮に1か所でも、先ほど話したような公園になれば、子供たちが楽しめる遊具や、多少の駐車場を整備するなどして、意識的に子育て世代の利用を高めて集めていこうなどという考え方もあるのではでしょうか。利用者目線に立って考えてください。

例えば、駅前公園や中家村公園や南中央公園、そして松ノ木河原公園などは規模からして、多少の改良でいける候補になるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

現状、公園に関して駐車場を整理したら良くなるようなところが幾つかあるのではないかとこのところでございますけれども、今、町としては、そういうところでは、駐車場を整備しているところは数公園ありますので、そういったニーズがあるならば、そういった今ある駐車場、中家村公園であったり、松ノ木河原、水辺スポーツ公園と、こういったところを御利用いただければよいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

町側は、今のところ一切今の公園を改良したりとか、そういうことはせず、その中で町民の子育て世代も使ってもらいたいというふうに認識をいたしました。

お隣の大井町は、今、この4月ですか。役場と広大な駐車場の隣に、大井中央公園を造っております。私も先日、何回か、あそこを歩いて下りてみるのですけれども、新しいからいいではなくて、やはり何となくコンセプトがいいなという感じがするのですよね。広々しているし、緑豊かそうだし、水は通って、遊具とかも安全なちょっと変わった子供たちが飽きないような遊具があったりとか、バスケットボールのコートがあったりとか。

恐らくあれが完成して、動き出すと、お隣の町ですけれども、当然駐車場も広いところは併設されていますし、雨のときにもいろいろな図書室だったりとか、併設されているわけですから、使い勝手のいい、そういった世代の人たちが集まる公園になるのかなと思います。

今、やる気がないと、やる気がないという言い方は失礼ですけれども、今のままでいくということであれば、ぜひそういったところがあったところで、どういう人の動きがあるのか、どういう活用があるのかということも、しっかり見ていただきたい。それで、もし何かヒントを受けるのであれば、また検討していただいて、46も公園があるわけですから、そういう目線を変えていったらいいのではないかなというふうに考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、大井町に新しい公園ができる。これについては、私のほうも把握をしてございます。どういった内容なのかということについても確認しているところではございまして、内容的には大井町が新しいからということではなくて、そういった置かれる遊具であったり、施設であったり、そういったものについては、やはり開成町も負けないところはあるのかなというふうに思っています。

ただ、人の流れというものについてはなかなか読みづらいというものがありますので、それは今年4月に大井町のものオープンしますので、そういった動向について少し注視して確認していきたいなと思います。その上で公園自体については地域のものという形でお子様だけではなくて、老人まで様々な方がいろいろな御利用されるという部分では、地域からの要望についてはしっかりとお受けしまして、必要な対策等があれば、それについて努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

ぜひよろしく申し上げます。

残り時間も少なくなってきました。公園のところでは1つあるのが、開成町の公園、ボールで遊ぶような公園というのはあまりなくて、よくボール遊び駄目だよとか、禁止されているところがすごく多いと感じます。

最近、看板が、「できるボール遊び」とかという看板がついたりするところが出てきたのですね。例えば、キャッチボールとかリフティング、ドリブルやトスだったらできるよという看板があったりするわけです。ですから、禁止看板ではなく、今後はぜひそういう「できる看板」などというのも、やっていっていただきたいなと。

ちなみに、うちの子供が小学生の頃、ある近くの公園でサッカーしに行ったら、ゲートボールしていた方々から駄目だよと言われて怒って帰ってきました。そして、公園とは何だと、俺たちはどこで遊べばいいのだと言っていました。ですから、できる看板などというものもぜひ検討してください。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まずボール遊びにつきまして、明確にこの公園だったら駄目だよとか、この公園でいいということで行っているルール看板ですか、そういったものは置いてはございません。あくまでも公園利用者の中でモラルの中でお使いいただきたいなと思っています。

ですので、やはり地域の方々として、ボール遊びがちょっと危険だなと思えばその注意されているかなというところがございますので、一概に、ボール遊びを公園の中で排除しているということではないということで、まずは御理解いただきたいなと思います。

そしてやはりお子様方の多様な成長に関する運動という形では、オープンスペース、大きな広場があった方がいいというのは幾つかありますので、そういった部分の中で、「できる看板」ということについては、まずは、どういう形で掲示できるのかということについては、少し考えさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

ぜひよろしく申し上げます。

残りも少なくなってきました。最後になります。

先日、厚生労働省は2021年の出生数を発表しました。80万人だそうです。コロナも影響していますが、過去最少です。

私が生まれた56年前、1965年は180万人でした。100万人の減少です。

現在の日本において、子供を産みやすい環境づくり、子供を育てやすい環境づくりがいかに大切なのか、どこの自治体も必死です。

2013年からスタートした第五次開成町総合計画の基本構想の基本姿勢は、開成町で育った子供たちが大人になっても住み続けたいと思えることができるまちづくりです。帰ってきて、子育てをしたいなと思ってもらえる町をぜひ実現しようではありませんか。町長、最後にいかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

全く武井議員の言われるとおりです。それを実現するために、日々努力をしていると、政策に対して、いろいろな実行していくということで、今、動いているつもりでありますし、必ず子どもたちが帰ってくれるのかなというふうに、やはり小さい頃の思い出というのは、一番大きいのかなというふうに、小学校・中学も含めて、学校教育も含めて、すごく大事だと思うんでそれはこれからも重視しながら、この町に帰ってきてくれるような自慢できる開成町をつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

武井議員、時間があれなので。

○3番（武井正広）

では、これで私の質問を終わりにします。町の今後の姿勢に期待します。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

これで、武井正広議員の一般質問を終了といたします。

本日の日程は全て終了しました。これにて散会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時50分散会